

第二部 法人情報

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

以下は、国立大学法人東京大学（以下、「本学」という。）の平成30年度から令和5年度における主要な経営指標を記載したものである。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常費用	(百万円)	235,772	237,654	240,752	261,947	271,515	267,439
経常収益	(百万円)	234,487	236,808	241,207	264,102	266,388	268,063
臨時損失	(百万円)	405	730	371	407	671	362
臨時利益	(百万円)	379	654	201	3,055	93,051	14
目的積立金取崩額	(百万円)	498	1,341	1,273	1,083	2,776	625
当期総損益 ※1	(百万円)	△812	419	1,558	7,562	90,030	902
資本金 ※2	(百万円)	1,045,214	1,045,213	1,045,213	1,045,212	1,045,210	1,035,263
純資産額 ※3	(百万円)	1,124,854	1,117,539	1,121,972	1,126,252	1,204,063	1,200,612
総資産額	(百万円)	1,424,532	1,417,410	1,470,812	1,485,416	1,469,829	1,471,317
自己資本比率 ※4	(%)	79.0	78.8	76.3	75.8	81.9	81.6
業務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	23,617	18,881	43,278	31,493	20,307	27,517
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△37,577	△25,316	△42,626	△31,973	△9,316	△8,318
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△5,684	△5,926	13,949	186	△10,047	△19,878
資金期末残高	(百万円)	65,557	53,195	67,797	67,504	68,449	67,769
学生数 ※5	(人)	27,654	27,790	27,922	28,171	28,196	28,218
教職員数 ※6							
教員	(人)	6,121	6,071	6,032	6,137	6,113	6,086
職員		10,886	11,070	10,237	11,249	11,696	11,994

〔指標等の説明〕

※1：当期総損益＝経常収益－経常費用－臨時損失＋臨時利益＋目的積立金取崩額

※2：資本金＝政府出資金

※3：純資産額＝自己資本＝政府出資金＋資本剰余金＋利益剰余金

※4：自己資本比率＝純資産／総資産×100

※5：毎年5月1日時点の学生数（学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程の合計数）

※6：毎年5月1日時点の教職員数

2 沿革

- 明治10(1877)年 東京開成学校と東京医学校とが合併して東京大学となった。旧東京開成学校に法学部・理学部・文学部の3学部を置き、旧東京医学校に医学部が置かれた。
- 明治19(1886)年 帝国大学令に基づき、帝国大学が設置され、東京大学と工部大学校の事業を継続することになった。また、学部組織が改められ、法科・医科・工科・文科・理科をそれぞれ分科大学と称することとなった。更に、分科大学諸学科の課程を定め、法科・工科・文科・理科は修業年限を3学年とし、医科は4学年とした。
- 明治30(1897)年 帝国大学を東京帝国大学と改称した。
- 昭和22(1947)年 東京帝国大学を東京大学と改称した。
- 昭和24(1949)年 国立学校設置法が制定され、学部として法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部、経済学部、教養学部及び教育学部を置き、従前の規程による東京大学、東京大学附属医学専門部、第一高等学校及び東京高等学校を包括した。また、附置研究所として伝染病研究所、東京天文台、地震研究所、東洋文化研究所、立地自然科学研究所、放射線化学研究所、理工学研究所、社会科学研究所、新聞研究所及び生産技術研究所を置き、附属図書館を置いた。
- 昭和28(1953)年 東京大学に大学院を設置し、大学院に、人文科学研究科、社会科学研究科、数物系研究科、化学系研究科、生物系研究科を設置した。
- 平成16(2004)年 国立大学法人化「国立大学法人東京大学」となった。
大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）を設置した。
大学院公共政策学連携研究部・公共政策学教育部（公共政策大学院）を設置した。
先端科学技術研究センターを附置研究所へ転換した。
- 平成17(2005)年 「東京大学アクション・プラン」を公表した。
- 平成22(2010)年 「東京大学の行動シナリオ FOREST2015」を公表した。
海洋研究所、気候システム研究センターを改組し柏キャンパスに大気海洋研究所を設置した。
- 平成23(2011)年 東京大学国際高等研究所を設置した。
- 平成24(2012)年 東京大学インド事務所を設置した。
- 平成25(2013)年 政策ビジョン研究センターを設置した。
- 平成26(2014)年 海外有力大学との組織的な連携を推進するための戦略的パートナーシップ構築プロジェクトを始動。
- 平成27(2015)年 「東京大学ビジョン2020」を公表した。
- 平成27(2015)年 東京大学インド事務所をデリーに移設した。
- 平成28(2016)年 高大接続研究開発センターを設置した。
- 平成29(2017)年 「地球と人類社会の未来に貢献する『知の協創の世界拠点』の形成」という構想を掲げ、「指定国立大学法人」として指定された。その司令塔組織として未来社会協創推進本部(FSI)を設置した。
東京大学創立140周年記念式典を挙行了した。
- 平成31(2019)年 国際研究型大学連合(International Alliance of Research Universities)の議長校に就任した。
政策ビジョン研究センターとサステナビリティ学連携研究機構を組織統合し未来ビジョン研究センターを設置した。
国際高等研究所に東京カレッジを設置した。
- 令和2(2020)年 未来ビジョン研究センターにグローバル・コモンズ・センターを設置した。

令和3(2021)年 「UTokyo Compass」を公表した。
令和4(2022)年 新世代感染症センターを設置した。
令和5(2023)年 グローバル教育センターを設置した。
令和6(2024)年 多様性包摂共創センターを設置した。
「UTokyo Compass 2.0」を公表した。
令和7(2025)年 グリーントランスフォーメーション戦略推進センターを設置した。

3 事業の内容

(1) 設立根拠法及び目的

本学は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下、「法人法」という。）に基づき、国の行政組織の一部から独立した法人格が付与された。国立大学法人は、国の行政組織から切り離されて一つの法人格を持った独立機関となることにより、従来の国による日常的な規制から外れ、大学自らの責任と判断でマネジメントができるなど運営上の裁量は大幅に拡大することとなった。法人法では、学長権限を高め、大学の自主性・自律性を担保するような経営組織が設けられたほか、中期目標・中期計画、外部評価などの仕組みが整えられた。さらに、国立大学の特性に鑑み、民間法人のような独立採算性はとらず、学生納付金等の自己収入の他、国から運営費交付金等が措置されるなど国立大学法人にふさわしい財務会計制度が整えられた。

我が国最初の国立大学である東京大学は、多種多様な学問分野において真理の探究と知の創造に努め、基盤となる専門分野の継承と拡充を図るとともに、学際研究や学融合を媒介とする新たな学問領域の創出を進めてきた。知の最先端に立つ世界最高水準の研究を推進し、活発な国際的研究交流を行って世界の学術をリードするとともに、教養学部を責任部局とする前期課程教育体制を堅持して、リベラルアーツの理念に基づく教養教育を実施し、広い視野と才智と実行力を持つ学生を育成している。卓越した研究の蓄積と充実した教養教育を基盤に、質の高い専門教育を学部と大学院において展開し、日本のみならず世界各地からも多くの学生を集めて、世界的教育研究拠点としての役割を果たしている。また、国から負託された従来の役割だけにとどまらず、世界の公共を担う法人として、その活動を社会との連携と対話のなかでより一層広げ、よりよい未来社会を創造するために、自律的で創造的な経営力を身につける改革を続けている。

世界的な学術の拠点である東京大学の最大の使命は、教育と研究の質のさらなる高度化を通して、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成し、卓越した学知を創造することにある。自国の歴史や文化についての深い理解とともに、国際的な広い視野と強靱な開拓者精神を持ちつつ、高度な専門的知識と課題解決能力を兼ね備え、不公正や理不尽な格差、さまざまな社会的弱者の存在に対して鋭敏な感性を有し、自ら「問い」を立て、考えて行動する人材を育成する。そして、人類社会全体の発展に貢献するために公共的な責任を果たすべく、地球的な課題に取り組む多様な学知の醸成と共有・活用を目指す。

このような使命を遂行するため、東京大学は「開かれた大学」として、対話が生み出す多様性を基盤とし、ここにふさわしい資質・能力を有する国内外の全ての者に広く門戸を開くとともに、国内のみならず国際的にも社会との幅広い連携を強化し深め、大学の垣根や国境を超えた教育研究ネットワークを拡充する。総合大学ならではの「経営」の新たなモデルを開発することにより、海外の卓越した大学と伍して、教育研究活動を展開するとともに、社会と協働して、よりよい未来の在り方を追求し、これを実践に結びつける。

(2) 国との関係について

① 主務大臣

法人法第35条の2により、本学の主務大臣は、文部科学大臣とされている。

② 役員の任命・解任

法人法第12条により、学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行うものとされている。なお、その際の国立大学法人の申出は、経営協議会において選出された委員と教育研究評議会において選出された委員各同数をもって構成する会議（学長選考・監察会議）の選考により行うものとされている。また、法人法第12条により、監事は文部科学大臣が任命し、法人法第13条により、理事は学長が任命するものとされている。

解任については、法人法第17条により、文部科学大臣は学長及び監事を、学長は理事を解任することができる。また、本学の学長は、理事を解任したときは遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされている。

③ 運営方針会議

法人法第21条の3により、本学を含め事業の規模が特に大きいものとして指定された国立大学法人には三人以上の運営方針委員及び学長で組織する運営方針会議を設置することとされている。法人法第21条の4第2項により、運営方針委員は法人法第12条第6項に規定する者のうちから、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得たうえで、学長が任命するものとされている。

法人法第17条第2項の規定に基づく運営方針委員の解任については、法人法第21条の4第6項により、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得たうえで、学長が行うものとされている。

④ 業務方法書

法人法第35条の2により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下、「準用通則法」という。）第28条により、本学は、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされている。なお、これを変更しようとするときも同様とされている。

⑤ 国立大学法人評価委員会

法人法第9条により、文部科学省に国立大学法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が設置されており、以下の⑥～⑨の事項に関して、文部科学大臣等に意見を述べる、又は勧告を行うとされている。

⑥ 中期目標

法人法第30条第1項により、文部科学大臣は、6年間に於いて国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならないとされている。これを変更したときも同様とされている。また、法人法第30条第3項により、文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

⑦ 中期計画

法人法第31条第1項により、本学は、中期目標に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年12月19日文部科学省令第57号。以下、「法人法施行規則」という。）で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされている。また、

これを変更しようとするときも同様とされている。また、法人法第31条第3項により、文部科学大臣は、中期計画を認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

⑧ 中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等

法人法第31条の2により、本学は、以下の事項について、評価委員会の評価を受けなければならないとされており、当該評価を受けようとするときは、以下に掲げる事業年度の終了後3月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。

- ・中期目標期間最終年度の前々年度：中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- ・中期目標期間最終年度：中期目標の期間における業務の実績

また、評価委員会は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本学に対して、当該評価の結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、本学に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされている。なお、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価の結果については、独立行政法人評価制度委員会にも通知することとされており、独立行政法人評価制度委員会は、必要があると認めるときは、評価委員会に意見を述べることができるとされている。

⑨ 中期目標の期間の終了時の検討

法人法第31条の4により、文部科学大臣は、評価委員会が中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、本学の業務の継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うものとされている。その結果に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、本学の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に対し勧告することができ、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならないとされている。また、当該勧告をするときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができるとされている。

⑩ 指定国立大学法人

法人法第34条により、文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができるとされている。また、文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとされている。なお、文部科学大臣は、指定国立大学法人に係る指定又は指定の取消しを行うにあたっては、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならず、また、指定又は指定の取消しを行った場合には、その旨を公表しなければならないとされている。

本学は、令和7年6月12日現在、指定国立大学法人に指定されている。

⑪ 財務諸表等

準用通則法第38条第1項により、本学は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。

⑫ 会計監査人の監査

準用通則法第39条第1項により、本学は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされている。なお、準用通則法第40条により、会計監査人は、文部科学大臣が選任するとされている。

⑬ 財源措置

準用通則法第46条第1項により、政府は、予算の範囲内において、本学に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができるとされており、本学に対し、その運営に必要な経費は、運営費交付金として交付されている。

⑭ 施設整備費補助金

国が示す整備計画や方針に基づき、毎事業年度、本学から翌年度の施設整備事業に関する要求を提出する。国は、これらの要求の中から、学識経験者による評価を踏まえ、翌年度の実施事業を選定し、予算編成等の過程を経て補助金を交付する。

⑮ 財政融資資金

国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号。以下、「法人法施行令」という。）第8条で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、大学改革支援・学位授与機構が、財政融資資金を一括して調達し本学に必要な額を貸し付ける。本学は、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入等で計画的に返済する仕組みとなっている。

（３）国立大学法人債の概要

① 債券による調達資金の使途

国立大学法人等は、法人法施行令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備、設備の設置又は先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発若しくは整備（以下、「土地の取得等」という。）に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券を発行することができる（法人法第33条）。

法人法施行令第8条では、資金使途として、（i）附属病院及び施設の移転のために行う土地の取得等、（ii）学生の寄宿舎、職員の宿舎、産学連携施設及び飼育動物診療施設の用に供するために行う土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入で債券を償還できる見込みがあるもの、並びに（iii）先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等であって、当該土地、施設、設備又は知的基盤を用いて行われる業務に係る収入に加えて法人法第33条の5第2項に定める業務上の余裕金で債券を償還することができる見込みがあるものとされている。

② 償還期間

債券の償還期間の上限は、債券の発行により調達する資金の使途に応じて、土地（施設の用に供する土地を除く。）は15年間、施設（その用に供する土地を含む。）は30年間、設備は10年間とされているが、先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等に係る調達の上限は、40年間とされている（法人法施行規則第21条第1項及び第2項）。

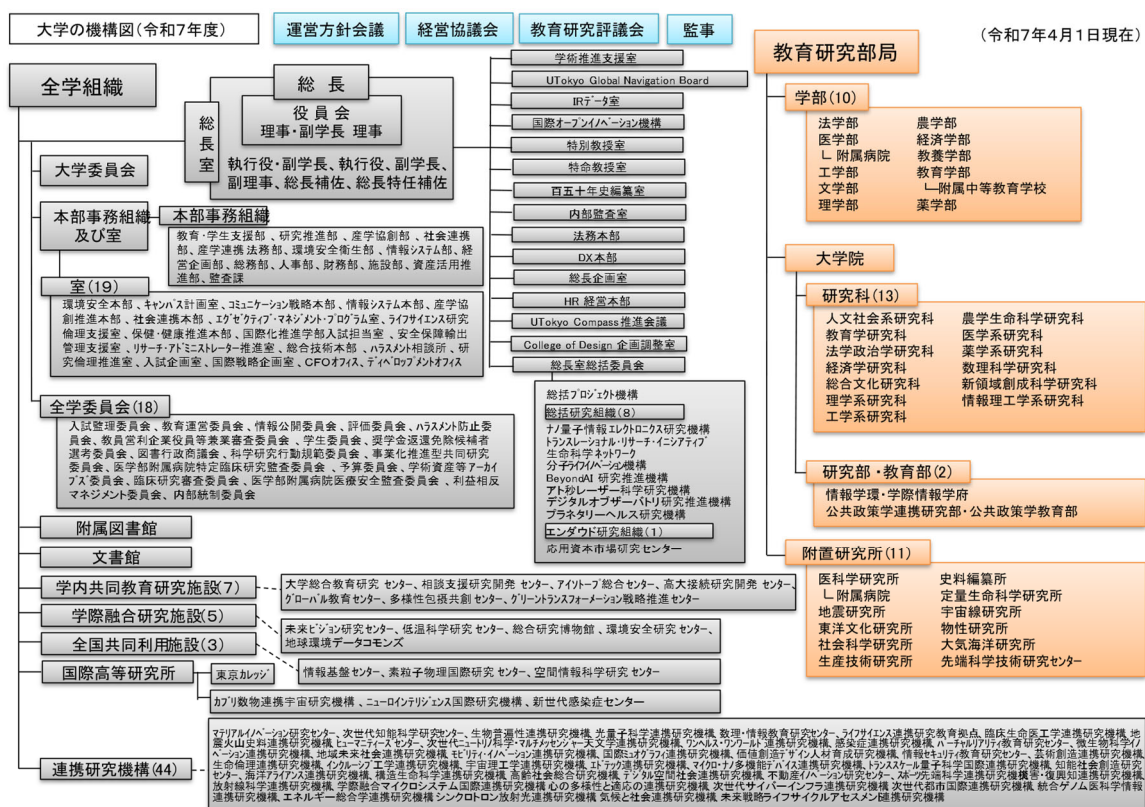
③ 償還原資等

診療報酬など業務に係る収入に加えて、法人法施行規則第9条の5に定める業務上の余裕金として、運用を目的とする寄附金、国立大学法人等の有する動産・不動産収入、国立大学法人等の研究成果の活用等に関する業務対価、出資に対する配当金及び有価証券の運用収入など国立大学法人等全体の収入を充てることができる。

なお、発行された債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人の財産について、民法の一般先取特権に次ぐ優先弁済を受ける権利を有する（法人法第33条第3項、第4項）。

また、調達の際に文部科学大臣の認可を受けること（法人法第33条第1項）、毎事業年度に償還計画を立てて文部科学大臣の認可を受けること（法人法第33条の2）、いずれも認可の際に財務大臣と協議をすること（法人法第36条第2項）とされている。

（4）組織及び所掌



(5) 事業の概要

本学の主な業務

本学は、世界の公共性に奉仕する総合大学として、東京大学の基本方針「UTokyo Compass」において対話を重視する方針のもと、大学の経営力を基盤とした、「知をきわめる」「人をはぐくむ」「場をつくる」という多元的な3つの視点をもつ新しい大学モデルの構築を掲げている。また本学は、国立大学法人として国の高等教育政策を体現する役割と、社会との対話を通じて、大学自身が機能を拡張していくための活動との2つの役割を果たすべく、成長する公共セクターモデルの実現に向けて取り組んでいる。

本学では、サポーターの方々との対話の場として「統合報告書」を制作し、会計情報では把握できない「大学が生み出す見えない価値」の活動や実績等を紹介している。

・「東京大学 統合報告書 2024」

<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400252575.pdf>

① 教育に関する事項

本学は、深刻化する地球規模の課題解決に対峙するために、未来を築く卓越した人材の輩出を目指している。優秀な若手研究者育成の前段階である学部教育の場において、知識や興味の幅を広げ、視野の広い人材を育成していくために多様な学理や、多様な思考に色濃く触れる機会を提供し、学問の脱サイロ化、ダイバーシティとインクルージョンを体現した学びと研究の場作りを目指して取り組んでいる。

② 研究に関する事項

本学の強みは、多様な学知の専門分野を幅広く包摂し、さまざまな専門家が一堂に集まっていて、最先端の研究が隣り合って共存していることであり、文系と理系、基礎と応用などの間にできてしまった垣根を越え、あらゆる分野の「知」を集結し、さまざまな地球規模の課題解決に取り組んでおり、長い時間の経過の中で引き継がれた学術の一層の発展を推進するとともに多様な学術の振興等を図っている。

③ 医療に関する事項

本学には、本郷キャンパスにある医学部附属病院と白金台キャンパスにある医科学研究所附属病院という二つの病院がある。この両院の活動状況等は、本説明書の医学部附属病院セグメントと医科学研究所附属病院セグメントにおいて、詳細を報告している。

④ 社会貢献に関する事項

本学は、世界の公共性に奉仕するため自律的で創造的な大学活動の基盤となる経営力の確立に向けて、社会からの期待に応えて機能を拡張しつつ、生み出している社会的価値を増大させるべく様々な成長戦略に取り組んでいる。

4 関係会社の状況

令和6年3月末時点の特定関連会社及び関連会社並びに関連公益法人の状況は以下のとおりである。

① 特定関連会社

名称	業務の概要	国立大学法人との関係	役員の氏名		
株式会社東京大学TLO	・東京大学の知的財産を産業界に移転すること等により、その活用を推進すること	・東京大学との業務委託契約により、大学の知的財産の権利化及び活用を行う	代表取締役社長 取締役 取締役 取締役 取締役	本田 圭子 石田 智朗 本田 聡 梅田 絢 星野 岳穂	(工学系研究科特任教授) (監事)
東京大学協創プラットフォーム開発株式会社	(1) 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運営管理業務 (2) 投資事業組合、投資事業有限責任組合等への出資 (3) 有価証券等の取得及び保有業務 (4) 企業の合併・提携、営業権・有価証券の譲渡に関する指導・仲介及び斡旋 (5) 企業診断、投資計画及び経営一般に関するコンサルティング (6) 市場調査及び産業経済調査 (7) 研究の受入審査及び管理業務の受託 (8) 金銭の貸付 (9) 有料職業紹介事業 (10) 前各号に付帯関連する一切の業務	・東京大学の研究成果を活用した事業化等の促進(ベンチャーファンド及びベンチャー企業への投資・支援業務)	代表取締役社長 取締役(社外) 取締役(社外) 監査役(社外) 監査役(社外)	植田 浩輔 小豆畑 茂 鈴木 隆史 高原 達広 相原 博昭	(理事・副学長)
協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合	(1) 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有 (2) 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は企業組合の持分の取得及び保有 (3) 指定有価証券の取得及び保有 (4) 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有 (5) 事業者に対する金銭の新たな貸付け (6) 事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有 (7) 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に関して利用を許諾することを含む。) (8) 第1号から第7号までの規定により本組合がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業 (9) 投資組合等に対する出資	・東京大学におけるイノベーション・エコシステム形成に寄与することを目的として設立された投資事業有限責任組合	—	—	—

	(10) 第1号から第9号までの事業に付随する事業				
東京大学エクステンション株式会社	・東京大学における教育・研究成果を基盤として社会人に対する人材育成事業を行う (1) 企業、社会人等に対するデータサイエンススクールの経営 (2) 各種講習会、研修会の開催 (3) データサイエンスを実務実装のコンサルティング	・指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業を実施する	代表取締役社長 取締役 取締役 監査役	山本 貴史 高橋 隆史 須田 礼仁 吉田 民	(情報理工学系研究科長) (監事)
オープンイノベーション推進1号投資事業有限責任組合	(1) 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有 (2) 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は企業組合の持分の取得及び保有 (3) 指定有価証券の取得及び保有 (4) 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有 (5) 事業者に対する金銭の新たな貸付け (6) 事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有 (7) 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に関して利用を許諾することを含む。) (8) 第1号から第7号までの規定により本組合がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業 (9) 投資組合等に対する出資 (10) 第1号から第9号までの事業に付随する事業	・東京大学と企業との連携によるオープンイノベーションを目的として設立された投資事業有限責任組合	—	—	—

東京大学エコノミックスコンサルティング株式会社	1. 企業、政府、地方公共団体、その他の法人に対する実証ミクロ経済学を始めとする経済学、経営学、会計学等に基づいたコンサルティング 2. データベースの構築及び運用を業とする企業、その他の法人に対する実証ミクロ経済学を始めとする経済学、経営学、会計学等に基づいた高付加価値型商品・サービスの開発支援 3. 実証ミクロ経済学を始めとする経済学、経営学、会計学等に基づいた高付加価値型商品・サービスの企画、制作、販売 4. 各種書籍、教育出版物、映像著作物、コンピューターソフトウェア、教育関連ソフトウェアの企画、制作、販売 5. インターネットを利用した各種情報提供サービス 6. 前各号に付帯関連する一切の業務	・ 指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業を実施する	代表取締役社長 取締役 取締役 取締役（社外） 取締役（社外） 取締役（社外） 監査役	川原田 陽介 渡邊 安虎 泉 敦子 古澤 泰治 澤田 康幸 富山 和彦 江戸川 泰路	（経済学研究科教授） （経済学研究科教授） （経済学研究科教授）
大学発スタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合	(1) 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有 (2) 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有 (3) 指定有価証券の取得及び保有 (4) 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有 (5) 事業者に対する金銭の新たな貸付け (6) 事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有 (7) 第1号から第6号までの規定により本組合がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業 (8) 投資組合等に対する出資 (9) 第1号から第8号までの事業に付随する事業	・ 東京大学と企業との連携によるスタートアップ等促進を目的として設立された投資事業有限責任組合	—	—	—

株 式 会 社 HEMILLIONS	(1)健康医療情報及びそれらに関するシステムの企画、開発、導入及び提供、運営 (2)(1)に関するシステムならびにサービスの運用、保守、管理及び販売 (3)健康医療情報及びそれらに関する情報に関する事業の運営 (4)前各号に付帯・関連する一切の事業	・指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業を実施する	代表取締役社長 取締役 取締役 取締役 監査役	井上 伸一 康永 秀生 中村 紀彦 河西 慎太郎 松田 慎一 田上 裕孝	(医 学 系 研 究 科 教 授)
-----------------------	---	--------------------------------	-------------------------------------	---	-------------------------

② 関連会社

該当なし

(注) 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社、協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合、オープンイノベーション推進1号投資事業有限責任組合及びスタートアップ等促進ファンド投資事業有限責任組合以外については、重要性がないため、連結しておらず、また、持分法を適用しておりません。

③ 関連公益法人等

名 称	業務の概要	国立大学法人との関係	役員の氏名		
公益財団法人 農学会	・学術研究業績の表彰 ・農事に関する重要な事項の調査 ・学術講演会の開催等 ・印刷物の刊行等	・農事に関する学術研究の奨励	会長 丹下 健 常務理事 中嶋 康博 理事 阿部 啓子 理事 織田 創樹 理事 佐々木 昭博 理事 生源寺 眞一 理事 長澤 寛道 理事 林 良博 理事 古谷 研 理事 渡部 終五 監事 古在 豊樹 監事 三輪 睿太郎	(農学生命科学研究科教授) (農学生命科学研究科研究科長) (名誉教授) (名誉教授) (名誉教授) (名誉教授) (名誉教授) (名誉教授)	
一般社団法人 東京大学医師会	・医学の振興に関すること ・医師の生涯教育に関する事業 ・医療の普及指導及び公衆衛生の啓発指導に関する事業	・医道の昂揚、医学、医術の発達普及の奨励	会長 田中 栄 副会長 笠井 清登 理事 岡 明 理事 長瀬 隆英 理事 藤尾 圭志 理事 山内 敏正 監事 斎藤 延人 監事 藤井 知行	(医学部附属病院教授) (医学部附属病院教授) (医学部附属病院教授) (医学部附属病院教授) (医学部附属病院教授) (医学部附属病院教授) (理事・副学長) (医学部附属病院教授)	

一般財団法人 東京大学出版会	・学術図書及び一般教養図書の刊行頒布 ・学術研究及び著作の助成 ・学術講演会・研究成果発表会及び展覧会等の開催 ・内外学術資料の蒐集、保存並びに研究者への貸与 ・その他本会の目的を達成するために必要な事業	・東京大学における研究とその成果発表の助成	理事長 理事 理事 理事 理事 理事 理事 専務理事 監事 監事	吉見 俊哉 五百旗頭 薫 宇野 重規 太田 俊明 白波瀬 佐和子 武田 洋幸 田中 純 中井 祐 中島 隆博 橋本 英樹 橋元 博樹 田近 英一 服部 彰	(名誉教授) (法学政治学研究科教授) (社会科学研究所教授) (人文社会系研究科教授) (名誉教授) (総合文化研究科教授) (工学系研究科教授) (東洋文化研究所教授) (医学系研究科教授) (理学系研究科教授)
一般財団法人 総合研究奨励会	・工学に関する基礎研究及び応用研究の助成 ・工学に関する研究において、顕著な業績をあげた者に対する顕彰 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・東京大学大学院工学系研究科と緊密な連携を保ち、工学の基礎研究、応用研究を促進するための事業	代表理事 常任理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事	加藤 泰浩 柴田 直哉 堀 雅文 津本 浩平 石田 哲也 熊田 亜紀子 須田 礼仁 塩見 淳一郎 齊藤 英治 脇原 徹 宮本 英昭 徳永 朋祥 藤井 康正 山東 信介 櫻井 明	(工学系研究科研究科長) (工学系研究科総合研究機構機構長) (工学系研究科教授) (工学系研究科教授) (工学系研究科教授) (情報理工学系研究科長) (工学系研究科教授) (工学系研究科教授) (工学系研究科教授) (工学系研究科教授) (工学系研究科教授) (新領域創成科学研究科研究科長) (工学系研究科教授) (工学系研究科教授) (工学系・情報理工学系等事務部長)
一般財団法人 東京大学運動会	・運動部への指導・助言及び支援・助成 ・学生・教職員へのスポーツ機会の支援・助成 ・国内において当法人の目的を達成するために必要な事業	東京大学における体育及び運動の進捗普及を図り、且つ汎く学生等への支援を行う	理事長 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事 監事 監事	出口 敦 山口 英男 野崎 大地 杉山 健一 青山 和浩 福田 陽太郎 森 大輝 神野志 龍介 石岡 吉泰 土屋 健介 相川 智	(新領域創成科学研究科教授) (史料編纂所教授) (教育学研究科教授) (社会連携本部特任専門員) (工学系研究科教授) (東京大学学生) (東京大学学生) (社会連携本部特任専門員) (生産技術研究所准教授) (東京大学学生)
東京大学 ニューヨークオフィス法人	・東京大学と米国内の大学、研究所、法人等との間の学術・技術に関する協働機会の増進をサポートすること ・東京大学が北米で行う各種プログラムへの協力及び広報に係ること ・科学技術分野における個人プロジェクト及び調査基盤を支援すること ・米国在住の東京大学卒業生や企業等とのネットワーク構築をサポートし、資金の調達・寄附金の受入へと繋ぐこと ・前記目的遂行に適切とされる適法な活動を遂行すること	東京大学との業務委託契約により、施設維持管理を行う	理事 理事 理事 理事 理事	増山 正晴 桑間 雄一郎 津田 敦 古川 洋一 野城 智也 細田 満和子	(理事・副学長) (医科学研究所教授) (名誉教授)

一般社団法人 災害対策トレーニングセンター 支援会	・東京大学大学院情報学環附属総合防災情報研究センター/生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンター(DMTC)の災害対策の教育プログラム等の研修実施の調整・準備・支援 ・DMTCの災害対策の教育プログラム等の普及展開 ・DMTCの災害対策の指導者の育成支援 ・DMTCの災害対策の教育プログラム等の効果の検証支援 ・DMTCの災害対策の教育プログラム等の国際的な普及と支援 ・DMTCの災害対策の普及のための交流会や研究会の開催支援 ・DMTCの災害対策の普及のための出版物等の編集と発行の支援 ・DMTCの共同研究・委託研究のコーディネートとマネジメント	・東京大学大学院情報学環附属総合防災情報研究センター/生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンターの活動の支援	理事長 監事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事	目黒 公郎 室田 哲男 吉田 克也 伊藤 哲朗 田村 秀夫 沼田 宗純 壽乃田 正人 高橋 克彦 田口 政行	(情報学環教授) (生産技術研究所客員教授) (情報学環准教授)
特定非営利活動法人 Science Station	・科学に関するセミナー等開催による教育事業 ・科学に関する支援事業 ①講師派遣 ②学生に対する科学研究のための経済的支援 ③科学に関する専門的助言 ・科学に関するホームページの運営や資料の編集及び刊行等による普及啓発事業	・運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	理事長 理事 理事 理事 理事 監事	吉井 譲 宮田 隆志 岡島 礼奈 藤原 英明 山縣 朋彦 葛山 桂子	(名誉教授) (理学系研究科教授) (理学系研究科事務補佐員)

一般財団法人 公正研究推進協 会	・教材作成、配布・配信を通じた研究者倫理教育活動 ・教育研究機関における研究者倫理教育プログラムの支援 ・全国研究倫理責任者連絡会議等を通じた情報交換支援 ・研究倫理・研究者倫理に関するシンポジウム・勉強会の開催と協力 ・国際会議等を通じた海外との研究倫理・研究者倫理に関する情報・意見交換 ・国内の研究倫理・研究者倫理に関する法令・指針作りへの協力 ・行政府の研究倫理・研究者倫理に関する法令・指針作りへの協力 ・研究倫理・研究者倫理をめぐる不正に関する審査等への協力 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・東京大学における研究者倫理教育プログラムの実施を支援し、不正に関する審査を行う	会長 理事長 専務理事 専務理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事	岸 輝雄 浅島 誠 市川 家國 長井 寿 相原 博昭 伊勢田 哲治 井野瀬 久美恵 苛原 稔 齋藤 加代子 塩見 美喜子 末松 誠 鈴木 秀和 永井 良三 中村 征樹 福岡 義光 札野 順 三木 浩一 三木 哲也 吉田 雅幸 家 泰弘 國友 哲之輔	(名誉教授) (名誉教授) (元工学部助手) (東京大学理事・副学長) (理学系研究科教授) (名誉教授) (元工学系研究科助手) (名誉教授)
------------------------	--	--	---	--	---

5 学生の状況

【令和7年5月1日現在】

學士課程	14,074人
修士課程	7,253人
博士課程	6,762人
專門職學位課程	829人
計	28,918人

6 教職員の状況

【令和7年5月1日現在】

教 員	6,107 (1,283) 人
職 員	12,363 (7,086) 人
計	18,470 (8,369) 人

(注) () 内は、非常勤教職員数で内数である。

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 東京大学憲章

国立大学法人東京大学（以下、「東京大学」という。）は、明治10年に国内最初の大学として創立され、日本の近代国家建設の歩みに貢献しつつ学術を先導してきた。平成15年には、自律的環境下での裁量拡大が図られた法人化を見据え、東京大学憲章を制定し、「世界の公共性に奉仕する大学」を目指すことを決意した。

東京大学は、東京大学憲章において、学術の基本目標について、学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることと定めた。同時に、研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努めるとした。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流していく。

大学運営に当たっては、国民から付託された資源を、計画的かつ適切に活用することによって、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させ、その成果を社会へ還元すること、公正で透明な意思決定による財務計画の下で、教育・研究環境ならびに学術情報及び医療提供の体制の整備を図ることを基本目標としている。そのために必要な基盤的経費及び施設整備の維持拡充を可能とする経費を、適正に管理し、かつ最大限有効に活用するとともに、大学の本来の使命に背馳しない限りにおいて、特定の教育・研究上の必要に応じて、国、公共団体、民間企業及び個人からの外部資金を積極的に受け入れていく。

(2) UTokyo Compass

UTokyo Compass「多様性の海へ：対話が創造する未来」は、令和3年9月30日に藤井総長のもとで公表され、令和6年5月31日には増補と改めての決意表明として、UTokyo Compass 2.0へと改訂された、「東京大学ならではの創造的な挑戦の航路」を指ししめす基本方針である。

東京大学が学知を生みだし、つなぎ、深める拠点として、問いを立てる基礎力をはぐくみ、卓越性と包摂性の実現を目指すことを基本理念として、「知をきわめる」「人をはぐくむ」「場をつくる」という多元的な3つの視点(Perspective)と「自律的で創造的な経営力の確立」の観点から20の目標とそれらに関連付けられた行動計画を定めている。

改訂においては、人類社会が直面する地球規模の課題を解決するための学知・方法知の中心に「デザイン」ということばを据えている。これは、課題を見つめ、役立つ考え方を探り出し、関係する人びとと対話しながら、その解決に向けた道筋を工夫していくというプロセスを創出することである。

東京大学は、自律的かつ公共的存在として社会そして世界の中で担うべき使命と、その研究・教育の営みがもたらす効果と影響とを深く自覚し、多様性に開かれた対話を通じてあるべき未来像を社会とともに創り上げていく。

【UTokyo Compass 20の目標】

○ 自律的で創造的な大学活動のための経営力の確立

0-1 【「自律的で創造的な大学モデル」の構築】

学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を通じて世界の公共性に奉仕する大学を支える基盤として、構成員の自律的かつ持続的な創造活動を拡大するための「大学ならではの経営モデル（新しい大学モデル）」を確立する。財務・法務・産学連携等におけるリスクガバナンス体制を高度化するとともに、研究・教育・社会連携等の実績を全学的に集約し、参照・共有できる仕組みを整備するなど、大学という「公共を担う組織体」の活動の総体を、社会との関係において最適化するモデルを構築する。

0-2【持続可能な組織体としての経営戦略の創出と大学の機能拡張】

次世代の知の創出、多様な人材の輩出、人類的課題の解決に資する教養や科学技術イノベーションなど、東京大学の価値創造活動を支える人材の確保、資源の獲得、研究時間の確保をより望ましいものにするため、「公共を担う組織体」として成長可能な経営メカニズムを構築する。社会からの要請に応じて大学が果たすべき機能を拡張するため、新たな基金の創設や大学債の機動的・効果的な発行など規模感のある先行投資財源を確保する。

0-3【大学が果たす役割についての支持と共感の増進】

東京大学の研究成果及び教育面での魅力の可視化、新たなビジョンのコミュニケーション、社会との双方向の交流、卒業生ネットワークの強化、国際的なエキスパートとの適時の意見交換など、多次元にわたる対話によって社会からの信頼を獲得することを通じて、国際的な評価を高め、東京大学が果たす役割についての国内外の支持と共感を増進する。

○ Perspective 1 知をきわめる

1-1【地球規模の課題解決への取組】

人類社会が直面する地球規模の課題（健康、経済格差、ジェンダー平等、紛争や分断、エネルギー、資源循環、気候変動等）に関し、東京大学が有するあらゆる分野の英知を結集してその解決に取り組む。

1-2【多様な学術の振興】

長い時間の経過の中で引き継がれた学術の一層の発展を推進するとともに、研究者の自由な発想に基づく新しい研究の芽を育成する。そのために、学術及びそれを担う研究者の多様性を支える基盤の強化、人文・社会科学研究のさらなる振興、成果の共有・活用促進により認知度の向上を図る。

1-3【卓越した学知の構築】

国際的に卓越した研究拠点をさらに強化することで知の接続ハブを構築し、世界トップレベルの研究を推進するとともに、分野協創型の新たな学知を創出する。

1-4【産学協創による価値創造】

学知に基づいてさまざまな価値を創出する産学協創活動をより一層強化し、その持続的発展を確実なものとする。人工知能、量子技術、次世代半導体技術、次世代サイバーインフラなどの先端研究領域における産学官民共同研究のゲートウェイとしての機能を強化するとともに、人文・社会科学の観点も含めた大きなビジョンの共有に基づく包括的連携及び国際的なイノベーション創出を推進する。

1-5【責任ある研究】

科学技術が社会に及ぼす影響を受けとめ、社会との対話を通して、責任ある研究・イノベーション（RRI: Responsible Research & Innovation）を推進する。

○ Perspective 2 人をはぐくむ

2-1【包摂性への感受性と創造的な対話力をはぐくむ教育】

多様性と包摂性、グローバル・コモンズ、データサイエンスやデジタル活用などを広く学ぶことによって、複雑化する現代社会において重要となる包摂性への感受性や高い対話力と実践力をはぐくむ教育プログラムを学部学生向けに創設するとともに大学院学生向けにも展開を図る。さらに、多様なロール

モデルを提示して創造的な対話力を身に付ける実践の場を提供すると同時に、そのような教育を行う教員への支援を充実させる。課外活動を、自主的な創造力をはぐくむ機会と位置づけて、振興する。

2-2【国際感覚をはぐくむ教育】

多様な価値観に触れる豊富な経験を有し、国際感覚と共感力を身に付けた次世代の人材を育成する。海外における修学やさまざまな活動を促進するとともに、留学生を含め、多様性に富んだ背景をもつ者同士が共に学び合う場を提供することにより、国際社会でリーダーとして活躍できる人材を育成する。

2-3【学部教育：専門性に加えて幅広い教養と高い倫理性を有する人材の育成】

学部教育において、幅広い教養を身に付けるための前期教養教育と総合研究大学の強みを最大限に生かした専門教育に加え、他分野への理解をも深める教育機会をさらに増やし、物事を幅広い視野から俯瞰的にとらえることができ、高い倫理観を持つ人材を育成する。その実現のために、文系理系の枠組みを超えた学術長期構想のもと、柔軟な教育システムを構築する。

2-4【大学院教育：高い専門性と実践力を備え次世代の課題に取り組む人材の育成】

大学院においては、分野複眼的な視野と包摂性を踏まえた高い公共性に加え、高い専門性と実践力を備えた人材を育成するとともに、高度な学術による社会への貢献や新たな知の創造に寄与する卓越した研究者を育てるという社会的使命に応える。

2-5【若手研究者の育成】

国内外から新進気鋭の若手研究者が集まり自由に研究に専念できる魅力的な環境を整備し、次世代の知の創造に寄与する卓越した若手研究者を育成する。身近なロールモデルになることで、優秀で意欲的な学生が研究者を志向する好循環を生み出す。

2-6【高度な専門性と創造性を有する職員の育成】

国際化やデジタル化などの社会の変化や東京大学の機能拡張に伴って、職員に期待される業務の内容も必然的に変化し、高度化する。この期待に対応するために制度を整え、職員が高度な専門性と提案力を身に付ける機会を拡充する。

2-7【大学と社会をつなぐ双方向リカレント教育の実施】

複雑かつ急速に変化する社会に対応するため、大学が社会に対して知を提供する一方、社会課題を学ぶ交流の場として、双方向型リカレント教育を実施する。

○ Perspective 3 場をつくる

3-1【安心して活動でき世界の誰かが来たくなるキャンパス】

さまざまな背景を有する多様な出自の構成員が相互の交流・対話によって視野を広げ、新たな価値の創出につなげることができる魅力あるインクルーシブキャンパスを実現する。そのために、構成員の多様性やコミュニティの多元性を高めると同時に、誰もが安心して学び、働き、活動することのできるよう、雇用システムや相談体制をはじめとする人的・物的環境整備を進め、対話を実践し相互信頼をはぐくむ文化を形成する。

3-2【教育研究活動の支援】

教育研究活動に専念できる環境を整えるため、デジタル技術の活用や教職協働を促進するとともに、研究支援部門を充実させ、東京大学の組織能力を高める。専門性や高度な知識を有する学生が東京大学のさまざまな活動へ参画するオンキャンパスジョブを拡充する。さらに、機能を拡張する大学にふさわしい組織機構を備え、より効果的に教育、研究、価値創造活動が展開できるようにする。

3-3【サイバー空間に広がるキャンパス】

東京大学のDXを包括的に推進するための体制を構築する。リアルキャンパスとサイバーキャンパスを多角的に活用して、世界の誰もが来たくなる東京大学を実現するとともに、物理的移動を伴わなくても海外との研究交流が行えるような環境を整備する。さらに、研究・教育・経営活動のDXを推進することにより、学内外のステークホルダー間の対話の促進、学修者本位の教育システムの構築を図る。

3-4【社会への場の広がり】

知識集約・循環型社会の実現を目指し、本郷キャンパス周辺に構築されつつあるスタートアップエコシステムを、グローバル拠点「本郷インテリジェンスヒル（仮称）」として発展させる。さらに、東京大学、投資家、スタートアップ、大企業、アクセラレータの間のネットワークを強化・国際化する。また、各キャンパスや附属病院・附属学校などのさまざまな専門的施設の特徴を活かしつつ国内の各地域と連携し、地球環境・包摂性に配慮した新たな価値創造を目指す。

3-5【国際的な場の広がり】

卓越した国際連携研究拠点を海外に構築する。また、国際的な組織間連携や国際共同研究の推進、海外拠点のネットワーク化を通じて、構成員の国際的な活躍の場を広げ、海外での成果発信・情報収集・社会連携を強化する。これらの活動を通し東京大学の国際的な存在感と信頼性を高めることで、それぞれの学問分野において、世界の学術ネットワークにおける確固たる位置を確立する。

(3) 課題と対処方針等

大学ならではの創造的な活動を展開するためには、大学の知を社会的な価値へ結びつけ、社会からの支持・支援との好循環をつくりあげることで、自律的な経営を可能とする強固な財務基盤を構築する必要がある。UTokyo Compassでは、20ある目標の最初に「自律的で創造的な大学モデル（新しい大学モデル）」の構築を掲げ、財源が多様化している現状を踏まえて、財務経営に係るリスク等を分析し、活動を支える制度や組織・運営体制の改革を行い、財務経営の高度化を進めてきた。

高度化の一つとして、持続可能な財源を確保するため、国からの運営費交付金や補助金に依存するモデルから、基金の運用益から配当を予算に組み込むことで自己判断で資金を活用することができるエンダウメント（大学基金）型への移行をめざしている。

エンダウメント（大学基金）を増やすために、令和6年6月にディベロップメントオフィスを設立し、ファンドレイザーを30人に増やすなどの取り組みを行っている。今後は不動産活用収入などの寄附金以外の資金源も組み込むことで、エンダウメント増加を加速化していく。

2 事業等のリスク

ここでは、本学の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載している。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は令和7年6月12日現在において本学が判断したものである。

(1) 国の政策に伴うリスク

本学は、国が全額出資する国立大学法人であり、国の政策の変化が本学の業務、業績に影響を与える可能性がある。令和7年6月12日現在における本学に関する行政改革の動向は以下のとおりである。

① 国立大学法人法の沿革

第156回国会にて国立大学法人法が可決、平成15年7月16日に公布され、平成15年10月1日に施行された。

その後、主な改正として、平成27年4月1日には、学長選考に係る規定の整備等に伴う改正、平成29年4月1日には指定国立大学法人制度を創設する改正、令和2年4月1日には1つの国立大学法人が複数の大学を設置するための改正が、それぞれ施行された。令和6年4月1日には資金調達方法の対象拡大及び資産管理方法の弾力化を行うための改正が、令和6年10月1日には本学を含む事業規模が特に大きな国立大学法人に中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項の決議権限を有する運営方針会議を設置するための改正が施行された。

② 世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの創設

世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益により支援を受ける「国際卓越研究大学」の認定制度が令和4年度から開始された。

令和4年度から令和6年度にかけて行われた国際卓越研究大学第1期公募において、本学は認定候補大学とならなかった。令和6年12月には第2期公募が開始され、本学も再度申請を行っている。令和7年度に行われる審査の結果、本学が国際卓越研究大学として認定された場合、本学の財務構造に影響を与える可能性がある。

③ 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会

我が国の経済がデフレから完全に脱却し、成長型の経済の実現に向けて政策が進められていること、また、為替が円安基調で推移していることや急速な少子化の進行等、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を取り巻く国内外の環境に大きな変化が生じてきている今、法人化の成果や課題の現状について分析を行うとともに、国立大学法人等が全体としてその機能を強化し、その役割をしっかりと果たしていくことができるよう、具体的な対応策を検討するため、文部科学省において、令和6年7月に「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」が設置された。

本検討会では、法人化から20年を経た財務の条項、規制緩和された制度の活用状況、人事給与マネジメント改革の状況、その他教育研究等の活性化に関する取組状況に関する現状分析と今後の対応策について協議することとされており、令和7年夏を目途に「改革の方針（仮称）」がとりまとめられる予定である。その結果によっては、本学の財務構造等に影響を与える可能性がある。

(2) 国立大学法人評価に伴うリスク

本学は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績及び中期目標期間の業務実績について、評価委員会

による評価を受けることが義務付けられており、文部科学大臣は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の評価を行ったとき、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとされている。また、指定国立大学法人について指定の事由がなくなると認めるときは、指定を取り消すものとされている。

このように、評価結果等に基づき、大学の業務や在り方が大きく見直される可能性がある。

(3) 情報リスク

本学では、情報セキュリティの確保に関する規程の整備その他情報漏洩の防止に係る取り組みを推進するため、個人情報の保護に関する規程を整備し、個人情報の適切な管理に当たり必要とされる取り組みを実施するとともに、取り組みの実施状況に関する点検を定期的に行っており、令和6年度も最高情報セキュリティ責任者（CISO）から各部局長宛てに、全教職員を対象とした「教職員向けの情報セキュリティ教育」の受講（必須）を依頼し、情報基盤センターのITC-LMS（学習管理システム）を活用して実施した。

しかしながら、予期せぬコンピュータシステムのダウンや誤作動等、「情報システム」の不備やコンピュータシステムが不正に使用されること及び「情報」の喪失・改ざん・不正使用・外部への漏洩等によって損失を被るリスクが発生する可能性がある。

(4) レピュテーションリスク

本学は、教育及び研究の成果並びに社会連携において高い評価を得ており、当該評価は優れた研究者や学生を惹きつける上で重要な要素となっている。

本学においては、研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止、知的財産の保護を確保するための規程を整備している。令和6年度は、5月に担当理事から各部局長宛てに、競争的研究費等の適正な執行管理と不正使用防止の徹底に関する通知を発出し、研究費不正使用防止にかかる啓発活動を一層充実させてきた。また、研究費使用に関するルールをまとめた「研究費使用ハンドブック」を作成し、9月に構成員へ提供した。本学は内部統制に関する監視活動として、内部監査では、リスクの識別について、文部科学省から公表している「研究機関における不正使用事案」から、影響度や発生可能性等を勘案し、重点化すべき監査項目等の設定を行っている。

さらに、機能拡張に伴って増加する法的リスクを未然に防ぎつつ、新たに生じる法的課題にも適切かつ戦略的に対応できる強固なリーガルマネジメント体制を構築するため、令和4年4月に総長室に本学の法務業務の統括等を行う法務本部を設置した。令和5年度は、東京大学リーガルマネジメント規則に基づき、本学の法的課題への対応に必要な資質を有し、リーガルマネジメントにおいて主導的な役割を果たすことができる人材の育成を推進するため、本学の「東京大学における法務人材の育成に関する基本方針」を定めた。また従来は全教職員を対象にe-learning形式の「コンプライアンス研修」を実施していたが、学内教職員等のコンプライアンス・リーガルマネジメント意識の涵養のため、令和5年度から「コンプライアンス・リーガルマネジメント研修」へと改めて実施している。

このように、コンプライアンス体制を整備し、リスクの低減に努めているが、研究の高潔性、誠実性や、入学の認可、教育の基準が問われる場合、本学のレピュテーションを損なう可能性がある。

3 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 財務諸表に記載された事項の概要

① 主要な財務データの分析（内訳・増減理由）

※金額は百万円未満を切り捨て、％は小数第2位を四捨五入により計上しており、計は必ずしも一致しない（以下のグラフも同じ）。

ア. 貸借対照表関係

（資産合計）

令和5年度末現在の資産合計は前年度比 1,488 百万円（0.1％）（以下、特に断らない限り対前年度比）増の1,471,317百万円となっている。

主な要因として、土地がキャンパス整備計画等に基づく譲渡によって10,959百万円（1.2％）減、建物が融合研究実験棟（柏Ⅱ）、動物実験棟（奄美大島）等の改修工事によって4,446百万円（0.9％）増、建設仮勘定が（神岡）ハイパーカミオカンデ地下空洞掘削工事、（南米チリ共和国）アタカマ天文台建設工事等の進捗によって10,586百万円（47.7％）増、工具器具備品が研究機器等の更新等によって10,339百万円（3.6％）増となったが、一方で経年による減価償却累計額等が19,477百万円増となったため、有形固定資産の合計が4,518百万円（0.4％）減となったことが挙げられる。

また上記以外では、その他の関係会社有価証券が投資事業有限責任組合に係る追加出資・分配金・期末評価によって2,203百万円（11.5％）増、有価証券が金銭信託の運用損益等によって1,106百万円（3.8％）増、前渡金が受託研究の委託研究調査等によって2,557百万円（816.5％）増等があった。

（負債合計）

令和5年度末現在の負債合計は4,939百万円（1.9％）増の270,705百万円となっている。主な要因として、預り施設費が建設仮勘定（ハイパーカミオカンデ）の増加に対応して6,334百万円（41.2％）増、前受受託研究費が当期獲得額や委託研究調査に係る前渡金の増加に対応して5,623百万円（56.5％）増、寄附金債務が金銭信託の運用損益等によって3,102百万円（5.1％）増となったこと、一方で有利子負債に関しては、大学改革支援・学位授与機構債務負担金が1,086百万円（43.5％）減、金融機関に対する一年以内返済予定長期借入金が10,867百万円（79.5％）減と返済が進んだことが挙げられる。

（純資産合計）

令和5年度末現在の純資産合計は3,451百万円（0.3％）減の1,200,612百万円となっている。主な要因としては、キャンパス整備に伴って政府出資の土地を譲渡したため、減資によって政府出資金が9,947百万円（1.0％）減したこと、資本剰余金が固定資産の取得や減価償却、土地の譲渡による財産処分収入等によって6,259百万円（101.6％）増したことが挙げられる。

イ. 損益計算書関係

（経常費用）

令和5年度の経常費用は4,075百万円（1.5％）減の267,439百万円となっている。主な要因として

は、海外の資源高に起因した光熱費の高騰対策として、国による電気・ガス価格激変緩和対策事業が実施された効果で業務費全般の光熱費が抑制された。

教育研究活動に関しては、コロナ禍の活動制限が撤廃されたため活動量が大きく向上したが、同時に物価上昇が続き教育研究予算が実質的に圧迫されるなど、消耗品等の購入を抑制するなどの影響もあって教育経費が425百万円（3.6%）減の11,275百万円、研究経費が1,021百万円（2.1%）減の47,348百万円となった。

診療経費は、大学病院の高度医療に必要となる医薬品や診療材料の負担増によって1,611百万円（4.2%）増の39,811百万円、受託研究費は、会計基準改訂を受けて減価償却費の計算に用いる耐用月数に変更が生じたため4,178百万円（10.5%）減の35,565百万円となったことが挙げられる。

（経常収益）

令和5年度の経常収益は1,675百万円（0.6%）増の268,063百万円となっている。主な要因としては、運営費交付金収益が1,313百万円（1.6%）増の81,267百万円、附属病院収益が化学療法や手術件数増に努めたことで1,843百万円（3.4%）増の56,543百万円、受託研究収益がプロジェクト獲得額増によって1,302百万円（2.6%）増の52,163百万円、雑益が特許料収入等の増収によって642百万円（6.6%）増の10,360百万円となったが、一方で寄附金収益が現物寄附額の減少によって2,086百万円（12.7%）減の14,286百万円、補助金収益が預り補助金等からの収益化額が減ったため1,578百万円（11.9%）減の11,703百万円となったことが挙げられる。

（当期総利益）

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産除却損等が362百万円、臨時利益として14百万円、目的積立金を使用したことによる目的積立金取崩額625百万円を計上した結果、令和5年度の当期総損益は902百万円となっている。

ウ. キャッシュ・フロー計算書関係

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは7,209百万円（35.5%）増の27,517百万円となっている。主な要因としては、支出では、受託研究等の資金獲得増によって研究活動が活性化したことや、高額な医薬品を用いた化学療法や手術数の増加によって医薬品・診療材料の購入額が増えたため、原材料、商品又はサービスの購入による支出が2,474百万円（2.2%）増の△114,797百万円、人事院勧告の準拠等によって人件費支出が2,812百万円（2.4%）増の△119,696百万円となった。

収入では、産学連携の獲得増で受託研究収入が9,399百万円（18.8%）増の59,378百万円、共同研究収入が1,228百万円（7.0%）増の18,875百万円、診療活動の向上によって附属病院収入が1,206百万円（2.2%）増の56,366百万円となったことが挙げられる。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは998百万円（10.7%）増の△8,318百万円となっている。主な要因としては、有価証券の取得による支出が1,971百万円（1728.3%）増の△2,085百万円、満期目的債券の償還による有価証券の売却収入が2,455百万円（42.6%）減の3,303百万円、キャンパス整備計画に伴う土地の譲渡によって有形固定資産の売却収入が5,774百万円（72.3%）増の

13,766百万円、大学改革支援・学位授与機構への土地譲渡に係る納付金が3,398百万円（150788.1%）増の△3,401百万円、特定関連会社への追加出資が1,235百万円（24.7%）減の△3,757百万円、特定関連会社等からの利息及び配当金の受取額が1,976百万円（110.0%）増の3,772百万円となったことが挙げられる。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

令和5年度の財務活動によるキャッシュ・フローは9,831百万円（97.9%）減の△19,878百万円となっている。主な要因としては、民間金融機関への長期借入金の返済が11,311百万円（481.5%）増の△13,660百万円、大学改革支援・学位授与機構からの長期借入金による収入が528百万円（52.4%）増の1,538百万円、リース債務の返済による支出が418百万円（9.5%）減の△3,984百万円となったことが挙げられる。

（表）主要財務データの経年表

（単位：百万円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産合計	1,424,532	1,417,410	1,470,812	1,485,416	1,469,829	1,471,317
負債合計	299,677	299,870	348,839	359,163	265,765	270,705
純資産合計	1,124,854	1,117,539	1,121,972	1,126,252	1,204,063	1,200,612
経常費用	235,772	237,654	240,752	261,947	271,515	267,439
経常収益	234,487	236,808	241,207	264,102	266,388	268,063
当期総損益	△812	419	1,558	7,562	90,030	902
業務活動による キャッシュ・フロー	23,617	18,881	43,278	31,493	20,307	27,517
投資活動による キャッシュ・フロー	△37,577	△25,316	△42,626	△31,973	△9,316	△8,318
財務活動による キャッシュ・フロー	△5,684	△5,926	13,949	186	△10,047	△19,878
資金期末残高	65,557	53,195	67,797	67,504	68,449	67,769
国立大学法人等 業務実施コスト	110,993	109,429	109,008	117,785	-	-
（内訳）						
業務費用	100,062	98,670	101,513	107,167	-	-
うち損益計算書上の費用	236,177	238,384	241,124	262,354	-	-
うち自己収入	△136,114	△139,714	△139,611	△155,187	-	-
損益外減価償却相当額	9,527	9,660	9,129	9,043	-	-
損益外減損損失相当額	-	61	170	1,897	-	-
損益外有価証券 損益相当額（確定）	△0	△8	△1,954	△2,908	-	-
損益外有価証券 損益相当額（その他）	△4	204	△1,651	68	-	-
損益外利息費用相当額	0	0	△2	0	-	-
損益外除売却差額相当額	1,268	1	5	△26	-	-
引当外賞与増加見積額	251	145	11	△130	-	-
引当外退職給付増加見積額	△128	625	520	472	-	-
機会費用	16	68	1,266	2,201	-	-
（控除）国庫納付額	-	-	-	-	-	-

【平成30年度】

（会計方針の変更）

当事業年度において、重要な会計方針の変更はなし。

【令和元年度】

（会計方針の変更）

当事業年度において、重要な会計方針の変更はなし。

【令和2年度】

（会計方針の変更）

当事業年度において、重要な会計方針の変更はなし。

【令和3年度】

（会計方針の変更）

当事業年度において、重要な会計方針の変更はなし。

【令和4年度】

（会計方針の変更）

1. 表示方法の変更

（1）純資産の部

損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額、損益外有価証券損益累計額（確定）、損益外有価証券損益累計額（その他）及び損益外利息費用累計額について、国立大学法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、減価償却相当累計額、減損損失相当累計額、有価証券損益相当累計額（確定）、有価証券損益相当累計額（その他）及び利息費用相当累計額として表示している。

損益外除売却差額相当額について、前事業年度まで資本剰余金に含めて表示していたが、国立大学法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、資本剰余金の控除項目の除売却差額相当累計額として表示している。

その他有価証券の評価差額について、前事業年度まで利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示していたが、国立大学法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、評価・換算差額等のその他有価証券評価差額金として表示している。

損益外除売却差額相当額について表示方法を変更したことにより、資本剰余金の当期首残高が4,795百万円減少し、除売却差額相当累計額の当期首残高が4,795百万円増加している。

2. 会計基準の改訂に伴う資産見返負債の計上の廃止

前事業年度まで運営費交付金、授業料、寄附金を財源として固定資産を取得した場合、資産見返負債を計上し、減価償却に伴い同額を収益に振り替えていたが、当事業年度より改訂後の国立大学法人会計基準等を適用し、固定資産を取得した時点で収益を計上することとし、資産見返負債は計上していない。なお、改訂後の国立大学法人会計基準等に従って、前事業年度末の資産見返負債は当期首に臨時利益に計上している。

この結果、前事業年度と比較して経常収益が381百万円減少するとともに、臨時利益が91,988百

万円増加し、当期純利益及び当期総利益は 91,607 百万円増加している。

また、前事業年度の貸借対照表における「資産見返補助金等」は当事業年度より「長期繰延補助金等」、「建設仮勘定見返施設費」は「預り施設費」としてそれぞれ表示しているが、損益に与える影響はない。

3. 会計基準の改訂に伴う国立大学法人等業務実施コスト表示の廃止

国立大学法人会計基準等の改訂に伴い、令和4事業年度より、国立大学法人等業務実施コスト計算書が廃止されたことから、国立大学法人等業務実施コストを表示していない。

【令和5年度】

（会計方針の変更）

受託研究等収入により購入した償却資産の耐用年数の変更

受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究等期間を耐用年数としていたが、改訂後の国立大学法人会計基準等を適用し、当該研究の終了後も使用する予定である償却資産については、国立大学法人会計基準上の一般的耐用年数を採用している。

この結果、当事業年度において、経常利益が4,785 百万円増加し、当期純利益及び当期総利益が4,785 百万円増加している。

（2）財務情報及び業務の実績に基づく説明（主なもの）

ア. 医学部附属病院セグメント

（基本理念）

東京大学医学部附属病院は、「臨床医学の発展と医療人の育成に努め、個々の患者に最適な医療を提供する」という理念の下、全教職員の総合力・チーム医療により、我が国のみならず世界にも誇れる最高水準の医学・医療の重要拠点としての機能を果たし、「患者ファーストで、よりよい医療」の実現に取り組んでいる。

我が国で最初に新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）が報告された令和2年1月から既に4年が経過した。「5類」への移行後も、引き続き感染症対策を重視し、東大病院として求められる医療を提供すべく病院運営に取り組んできた。

そのような中で、令和7年2月には、Newsweek社の「The World's Best Hospital 2025」に世界第16位（前年度18位）、日本第1位（5年連続1位）に選ばれたことは大変光栄であり、引き続き「よりよい医療」を実践し、世界に誇れる最高水準の大学病院を目指して、『オール東大病院』で取り組んでいく。

（大学病院の中長期的な事業目標・計画）

本院では、基本理念の達成に向けて、また、特定機能病院でもある大学病院としての使命・役割を果たしていくため、2年ごとに「東大病院の目指す方向」と題する行動計画（アクションプラン）を策定している。令和5年度には「東大病院の目指す方向2023-2024」（診療、研究、教育・研修、人事・労務、運営）を作成し、本院が掲げる理念と目標を達成し、社会から求められる医学・医療の拠点としての機能を果たすための行動計画として、中間評価、最終評価をはじめとするPDCAサイクルの循環による病院運営の改善・向上に取り組んでいる。（参考）<https://www.h.u-tokyo.ac.jp/about/houkou/>

今回の目指す方向で特に重視しているのは、「組織の風通しを良くし、全ての職員が互いを尊重し、協力して働きやすい職場環境を構築する」という点であり、診療面においては、高度急性期病院として

大学病院の使命でもある移植医療やがんの集学的治療・ゲノム医療等、高度で先端的な医療を提供し、世界における東大病院のプレゼンスを高めると同時に、地域の基幹病院として救急医療体制を充実させ、地域医療機関との連携体制のさらなる強化を目指している。

（令和5年度の取組）

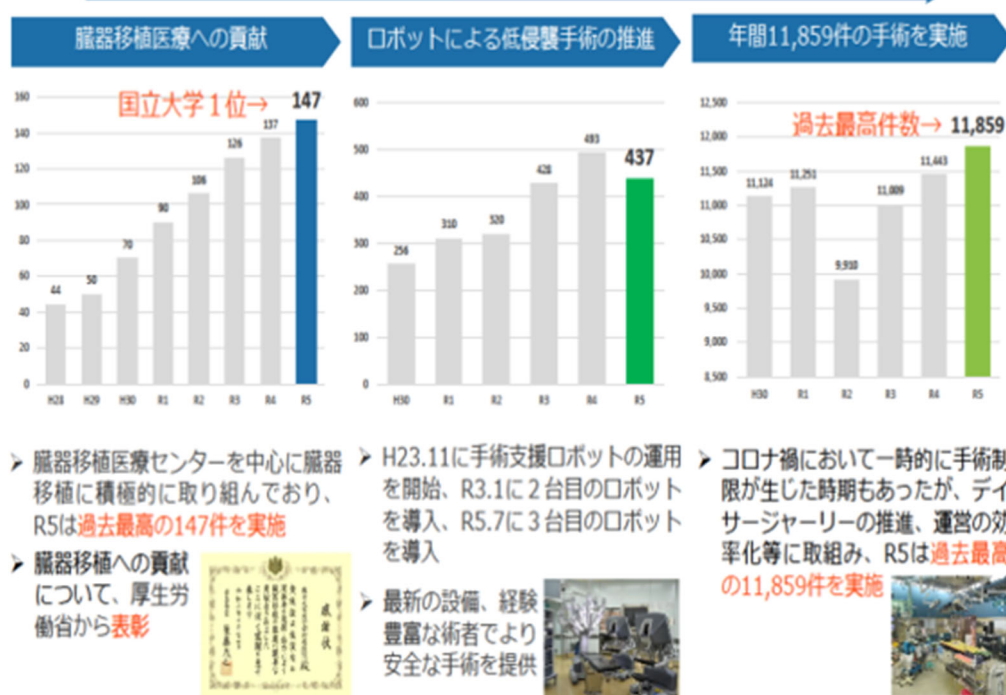
令和5年度に本院が取り組んできた重点課題は、（１）重症を中心とした患者（臓器移植・がん・ゲノム・救急・小児周産期等）の受入、（２）病院経営改善（病床稼働率及び新規患者数の回復・向上、診療単価のアップとコスト削減）、（３）病院教職員の働き方改革（特に医師の労働時間の客観的な把握、労働時間短縮策及び健康確保措置の実施）、（４）持続可能な中・長期的施設再整備計画（中央診療棟Ⅰの再整備、病院地区全体の再整備計画の企画・立案）の4点である。

①重症を中心とした患者の受入の取組において、我が国では2人に1人ががん罹患し3人に1人ががんのため死亡するなどがん診療の重要性が高まっていることから、外来化学療法部と腫瘍センターを管轄する診療科として、令和6年2月より「臨床腫瘍科」を設立し、本院における「がん診療」の更なる機能強化に取り組んでいる。こうした中において、特に本院の強みと特色でもある臓器移植手術（生体又は脳死下）は、令和3年度は126件、令和4年度は137件、令和5年度は147件を実施した。

②手術支援ロボットによる低侵襲医療の推進は、令和3年1月に手術支援ロボット（da Vinci）、令和5年7月に手術支援ロボット（hinotori）を導入した結果、令和3年度は428件、令和4年度は493件、令和5年度は437件もの症例を実施するなど最新の設備・経験豊富な術者による低侵襲手術の実践に取り組んできた。

③手術件数については、コロナ禍には定例手術を1週間停止するなどの大きな影響を受けた時期もあったが、令和5年度は手術件数11,859件（対前年度441件増）と過去最高の手術件数となった。（令和4年度手術件数11,443件、令和3年度手術件数11,009件、令和2年度9,910件）。今後、第2期中央診療棟Ⅰ機能強化促進事業において、手術室全23室のうち、12室について“居ながら改修”を実施することから、手術件数に大きな影響が生じないように、綿密な改修計画を策定中である。

本院の強みと特色



病院経営改善の取組において、年度当初に病院重要業績評価指標（Key Performance Indicator）として病院全体で3 KPI（病床稼働率：85%、新規入院患者：28,000人、新規外来患者：30,000人）を設定した上で、“+1”の取組として、各診療科・部門等において増収又は経費節減に寄与、若しくは病院運営の向上に寄与する目標を設定するとともに、診療単価の増額やコスト削減等に注力した。令和5年度は病院全体で新規患者数の回復・向上に向けて、各診療科におけるウェブサイトの充実、地域医療機関との勉強会、公開講座の開催など、新規患者獲得に向けた財政的な支援を行った。また、地域医療連携センターを中心に地域の医療機関との連携強化の取組として、地域医師会訪問や地域医療連携会の開催など、地域の医療機関が本院に患者を紹介しやすい体制の構築を継続して図ってきた。その効果は徐々に表れているが、新規入院患者数については、令和5年度は27,436名（対前年度8名増）とKPIである28,000人には届かなかったものの令和4年度水準（27,428人）からの回復基調は維持した。新規外来患者数も令和5年度KPIである30,000人には届かず、最終的には29,490名（対前年度631名減）と令和4年度水準（30,121人）から僅かに減少したが、ほぼ令和4年度水準を維持した形となった。

診療単価の増額については、令和5年度は、指導管理料（特に悪性腫瘍指導管理料・特定薬剤治療管理料）の算定強化、入院時検査を入院前外来検査へのシフト、入院前周術期外来受診の強化など様々な取組を実施した。特に、手術室の利用状況について、手術実施データから診療科別・時間帯別・手術室別の滞在時間や利用率等を調査し、徹底した情報の「見える化」にも取り組み、最終的に手術枠の見直しの検討資料として活用されるなど、分かりやすい経営情報の発信に力を入れた。

以上の結果、令和5年度の診療稼働額は519億円（対前年度17億円増）となった。他方、支出面では、後発医薬品への切替について引き続き積極的な対応を進めており、令和5年度は、購入額の高い医薬品を抽出し、他大学病院の動向も踏まえた検討を行い、各診療科の協力を得て切替を行ったが、高額な薬剤や医療材料の登場により、コスト削減以上の支出負担が生じた。さらに、医療の高度化に伴う医療機器の高騰や医薬品価格の上昇などの影響を受けたことにより、令和5年度の医薬品費・医療材料費は206億円（対前年度18億円増）となった。

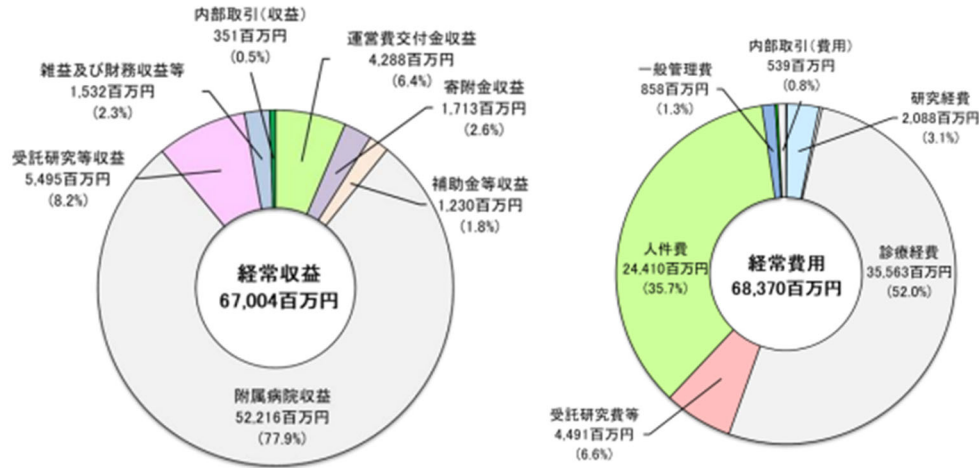
病院職員の働き方改革の取組においては、客観的な労働時間の把握、兼業・副業先の通算管理、長時間労働防止・健康確保措置等の取組の徹底や他職種への業務の一部をシフトさせるタスクシフト・シェア（特定看護師の配置、メディカルサポートセンターへの医師事務作業補助者の配置など）を実施し、医師の負担軽減・勤務環境の改善を図る取組を実施してきた。その他の取組みとしては、院内保育所「いちよう保育園」を運営し、本院教職員に対する福利厚生及び待遇改善を図り職場環境の向上に資する取組みとしており、両立支援の推進として積極的な取組を行ってきた。さらに、本院全ての教職員に対し、資格取得支援制度の創設により、医療機関に勤務する職員としての技能の向上を図った。

施設整備の取組においては、平成2年度から病院再開発事業を開始し、直近6年間では入院棟Bの新営、入院棟A小児周産期病棟の機能強化等を図ってきた。今後の施設整備計画において、老朽化している中央診療棟Ⅰ（昭和62年建築）の改修工事を予定しており、令和5年度より「第2期・中央診療棟Ⅰ機能強化促進事業（5カ年計画）」再整備に着手した。さらに、老朽化している医療機器等の設備整備についても、約15億円程度をかけて整備（財政融資資金又は自己財源による整備）を行った。

その他に大学病院は、診療・教育・研究の3つの使命・役割を有しており、これらの活動を展開するために、高度な知識・技術を有する医療人材の育成と先進的な診療を支える施設・設備・医療機器の充実の両面が必要である。令和5年度補正予算である文部科学省の高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）による最先端医療設備の整備が採択され、多様な財源の確保による臨床教育の充実を図った。

(医学部附属病院セグメント)

医学部附属病院セグメントにおける事業の実施財源は、附属病院収益52,216百万円(77.9%(当該セグメントにおける業務収益比、以下同じ))、受託研究等収益5,495百万円(8.2%)、運営費交付金収益4,288百万円(6.4%)、その他5,003百万円(7.5%)となっている。また、事業に要した経費は、診療経費35,563百万円(52.0%(当該セグメントにおける業務費用比、以下同じ))、人件費24,410百万円(35.7%)、その他8,396百万円(12.3%)となったため、経常損益は差引き1,366百万円の損失が生じている。



(収支の状況)

医学部附属病院セグメントの情報は以上のとおりであるが、これを更に附属病院の期末資金の状況がわかるよう文部科学省が作成した「附属病院セグメントにおける収支の状況作成要領」により調整すると、下表のとおりとなる。これは、医学部附属病院セグメント情報から、非資金取引情報(減価償却費、引当金繰入額など)を控除し、資金取引情報(固定資産の取得に伴う支出、固定資産取得に充てられた運営費交付金収入等、借入金の収入、借入金返済の支出、リース債務返済の支出など)を加算したものである。収支合計は△1,021百万円となっており、各業務活動の収支の状況については、下記のとおりである。

(業務活動)

業務活動においては、収支の状況は2,322百万円であるが、前年度と比較して1,844百万円減少している。これは、令和5年度は手術件数の増加や高額な医薬品、医療材料を使用した診療の増加により附属病院収入が1,849百万円増加となったこと、運営費交付金収入が260百万円増加となったこと、COVID-19に対する支援金の減少による補助金等収入が2,221百万円減少となったこと、また、支出では治療の高度化及び適用拡大に伴う高額薬価の注射薬使用増加と物価高騰に伴う医薬品購入単価の値上がりにより、その他の業務活動による支出が2,016百万円増となったことが主な要因である。

(投資活動)

投資活動においては、収支の状況は△1,883百万円であるが、前年度と比較して185百万円増加している。これは、病棟等の取得による支出が96百万円増加した一方で、老朽化した医療機器の更新、新規取得などによる支出が281百万円減少したことが主な要因である。

(財務活動)

財務活動においては、収支の状況は△2,757百万円であるが、前年度と比較して655百万円増加となっている。これは、診療機器整備等を目的とした長期借入金収入が490百万円増加したこと、支出では、長期借入金及び大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済等による支出が235百万円減少したことなどが主な要因である。

「医学部附属病院セグメントにおける収支の状況」

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動による収支の状況 (A)	2,322
人件費	△23,399
その他の業務活動による支出	△33,362
運営費交付金収入	4,288
附属病院運営費交付金	-
基幹運営費交付金 (基幹経費)	3,830
特殊要因運営費交付金	416
その他の運営費交付金	42
附属病院収入	52,216
補助金等収入	870
その他の業務活動による収入	1,708
II 投資活動による収支の状況 (B)	△1,883
診療機器等の取得による支出	△1,616
病棟等の取得による支出	△267
無形固定資産の取得による支出	-
施設費収入	-
有形固定資産及び無形固定資産売却による収入	-
その他の投資活動による支出	-
その他の投資活動による収入	-
利息及び配当金の受取額	-
III 財務活動による収支の状況 (C)	△2,757
借入れによる収入	1,500
借入金の返済による支出	△1,923
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△1,326
借入利息等の支払額	△83
リース債務の返済による支出	△897
その他の財務活動による支出	-
その他の財務活動による収入	-
利息の支払額	△25
IV 収支合計 (D=A+B+C)	△2,318
V 外部資金による収支の状況 (E)	1,296
寄附金を財源とした事業支出	△1,502
寄附金受入	1,795
受託研究・受託事業等支出	△4,682
受託研究・受託事業等収入	5,686
VI 収支合計 (F=D+E)	△1,021

(総括・令和6年度に向けての計画)

令和5年度は、COVID-19の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行し、徐々にコロナ以前の状況に戻るための移行期であったといえる。他方、特に高度な医療を提供する医療機関においては、5類に移行しても、引き続き、徹底したゼロコロナ対策を継続していく必要がある。

り、この対応には「人手・時間・物資・空間」を要する。また、通常診療よりも多くの人手が必要となる。今後、感染症発生・まん延時のみならず、平時から感染症対策を求められることになる予定であり、コロナ禍での経験も踏まえると、引き続き、診療報酬や補助金等による国からの財政的な支援が必要である。

本院における今後の喫緊の経営課題としては、①アフターコロナにおける経営改善の強化、②医薬品・医療材料価格等の急激な高騰に伴う財政上の影響、③働き方改革の一層の推進、④持続可能な病院再開発整備計画の実現の4点である。

経営改善の強化では、病院全体で3KPI（令和5年度 KPI：病床稼働率85%、新規入院患者数30,000人、新規外来患者数30,000人を設定）を定めつつ、「+1」として各診療科・部門にも増収・経費節減、病院の機能向上に繋がる目標を設定して、病院全体で経営改革に取り組む計画である。3KPIの達成に向けた取組を展開しつつ、診療単価の向上及びコスト削減にも引き続き取り組んでいくことが重要である。国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）を利用した全国大学病院とのベンチマークや新たな診療報酬項目の算定に向けた検討、また、後発医薬品の積極的な導入、同種同効の安価な医療材料への切替・集約、保守委託費の見直しなどに取り組んでいく計画である。

医薬品・医療材料価格等の急激な高騰は、本院のみならず、多くの医療機関で対応に苦慮している。本院における令和5年度の医薬品費・医療材料費は前年度と比較して18億円の増加であった。物流コストの増加や為替情勢の変化の影響もありこれらの価格高騰はもはや個別の医療機関における削減努力の限界を上回る状況となっているが、制度上これらのコストを価格転嫁できない状況であり、あらゆる経費増加が医療機関に強いられる、非常に厳しい状況となっている。

働き方改革の推進では、令和6年度に向けて適正な勤務時間の把握、地域医療貢献のため複数の医療機関で勤務する場合の労働時間の把握、医師労働時間短縮計画の策定等、院内の人事部会、両立支援推進委員会等を中心に多くの課題に取り組んできた。他方で、人件費についても増加しており、人員増員と人件費増加を補填する経営改善を同時に実現することは容易なことではない。

今般、国による診療報酬上の措置が行われたものの、補助金等による更なる財政的な支援は今後も必要である。また、財政上の課題のみならず、現状の運用や実態に即した、関係法令・解釈通知等の弾力的な取り扱いについても、これまでも訴えてきたところであるが、引き続き、国立大学病院長会議等を通じて関係機関へ要望していきたい。

持続可能な病院再開発整備計画の実現では、令和5年度より開始された中央診療棟Ⅰ機能強化促進事業の円滑な実施、新臨床研究棟東、現入院棟A、外来診療棟などの改修計画など、今後も、病院地区における再開発整備計画を実施していく必要がある。当然これらの整備には多額の費用が必要であり、長期的な財務計画の策定や整備手法・整備計画の企画立案等、将来の医療提供体制の変化、大学病院の役割・使命に応じた対応が必要である。

以上の課題への対応が求められているが、附属病院の財政構造としては、診療報酬による附属病院収入が事業経費の大部分である。国からの運営費交付金が毎年度減少していく中で、附属病院の事業維持・継続を鑑みた場合、経営戦略に基づいた病院機能の強化・向上を目指していくことが極めて重要である。そのためには、本業の業務活動による収支のみならず、財務活動として施設整備や医療機器等整備に伴う財投借入の返済や、投資活動として自己財源による医療機器等の整備も必要であり、これらの経費も含めた「経営」を行うためには、一定程度の利益は当然ながら必要であり、これが無ければ、附属病院の事業継続が困難な状況となる。診療報酬の獲得のみならず、教育・研究活動を維持・継続していくためにも多様な財源確保も含めて、令和6年度以降も病院地区の全教職員が一丸となって取り組んでいきたい。

イ．医科学研究所附属病院セグメント

（基本理念）

医科学研究所附属病院は、北里柴三郎博士が創設した伝染病研究所時代の1894年に、当時脅威であった感染症の研究と治療をつなぐための医療機関として設立され、現在では我が国唯一の国立大学附置研究所附属病院である。設立当時の使命を受け継ぎ、難しい病気に対する画期的な診断や治療の方法を開発して患者に届けることが今も当院の使命であることに変わりはない。また、脳腫瘍のウイルス療法、消化器・泌尿器のロボット手術、造血幹細胞移植、エイズの最新治療、血友病に伴う関節手術などの先進的医療と地域医療の両輪体制で病気と向かい合い、福祉に貢献することを当院のミッションとしている。

（令和5年度の取組）

① 高度先進医療の提供

医科学研究所附属病院は、今後の新興感染症対策に応じるために、院内感染防止の強化を実施し、がん患者や継続医療の必要性が高い患者へ研究所附属病院が担うべき高度先進医療を提供した。

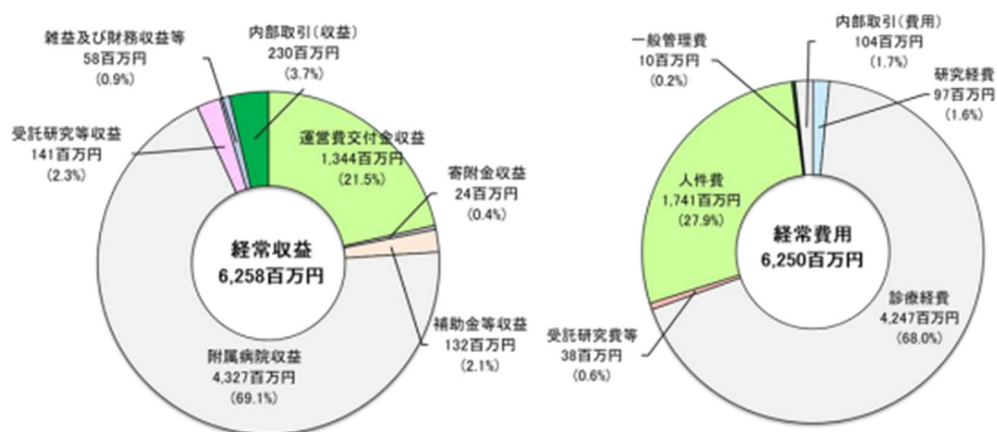
② 医学部附属病院との連携及び地域医療連携の推進

診療活動においては、医学部附属病院と医科学研究所附属病院が連携し、財務的課題等の解決を目指す白金・本郷機能強化特別プロジェクトの中の緩和ケア診療プロジェクトに関連して、令和3年度に緩和診療科を先端緩和医療科に改組した。また、ロボット手術について、保険適用となる対象疾患を拡大し、手術件数の増大を図った。

また、最新医療情報の提供として一般を対象とした「市民公開医療懇談会」や、東京都港区医師会や関連病院との「医療連携懇談会」をWebにて開催し、地域と連携を図る活動の展開を図った。また、紹介患者増へ向けた取組として近隣のクリニックに出向き顔が見える連携を図ったことにより、患者数・手術数の増加につながった。

（医科学研究所附属病院セグメント）

医科学研究所附属病院セグメントにおける事業の実施財源は、附属病院収益4,327百万円（69.1%）（当該セグメントにおける業務収益比、以下同じ）、運営費交付金収益1,344百万円（21.5%）、内部取引（収益）230百万円（3.7%）、雑益及び財務収益等58百万円（0.9%）、受託研究等収益141百万円（2.3%）、寄附金収益24百万円（0.4%）、補助金等収益132百万円（2.1%）、受託研究費等38百万円（0.6%）となっている。また、事業に要した経費は、診療経費4,247百万円（68.0%）（当該セグメントにおける業務費用比、以下同じ）人件費1,741百万円（27.9%）、その他261百万円（4.2%）となったため、経常損益は差引き7百万円の利益が生じているが、借入金の返済に充当されている。



(収支の状況)

医科学研究所附属病院セグメントの情報は以上のとおりであるが、これを更に附属病院の期末資金の状況がわかるよう文部科学省が作成した「附属病院セグメントにおける収支の状況作成要領」により調整すると、下表のとおりとなる。

これは、医科学研究所附属病院セグメント情報から、非資金取引情報（減価償却費、資産見返負債戻入など）を控除し、資金取引情報（固定資産の取得に伴う支出、固定資産取得に充てられた運営費交付金収入等、リース債務返済の支出など）を加算したものである。収支合計は△165百万円となっており、各業務活動の収支の状況については、下記のとおりである。

(業務活動)

業務活動においては、収支の状況は98百万円であり、前年度と比較して376百万円減少している。これは、COVID-19対応に係る病床確保料等の補助金収入及びその他の業務活動による収入が前年度より減少したことなどが主な要因である。

(投資活動)

投資活動においては、収支の状況は△112百万円と前年度と比較して69百万円減少している。これは、故障した機器の一部更新を行ったことや、病棟の照明改修（LED化）を実施したことが主な要因である。

(財務活動)

財務活動においては、収支の状況は△254百万円となっており、前年比8百万円の減少となっている。これは、リース債務返済による支出の増加が主な要因である。

「医科学研究所附属病院セグメントにおける収支の状況」

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動による収支の状況 (A)	98
人件費	△1,724
その他の業務活動による支出	△4,008
運営費交付金収入	1,344
附属病院運営費交付金	-
基幹運営費交付金 (基幹経費)	1,283
特殊要因運営費交付金	60
その他の運営費交付金	-
附属病院収入	4,327
補助金等収入	101
その他の業務活動による収入	58
II 投資活動による収支の状況 (B)	△112
診療機器等の取得による支出	△85
病棟等の取得による支出	△26
無形固定資産の取得による支出	-
施設費収入	-
有形固定資産及び無形固定資産売却による収入	-
その他の投資活動による支出	-
その他の投資活動による収入	-
利息及び配当金の受取額	-
III 財務活動による収支の状況 (C)	△254
借入れによる収入	-
借入金の返済による支出	-
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△210
借入利息等の支払額	△6
リース債務の返済による支出	△34
その他の財務活動による支出	-
その他の財務活動による収入	-
利息の支払額	△3
IV 収支合計 (D=A+B+C)	△268
V 外部資金による収支の状況 (E)	103
寄附金を財源とした事業支出	△23
寄附金受入	24
受託研究・受託事業等支出	△43
受託研究・受託事業等収入	147
VI 収支合計 (F=D+E)	△165

(総括・令和6年度に向けての計画)

新型コロナウイルス感染症蔓延後（アフターコロナ）の病院経営においては、診療収入の増加（高度な医療提供が求められる新規患者の獲得等）への積極的な取り組みが更に求められている。

新興感染症対策に備えつつ、研究所附属病院としての役割を果たすべく、安心安全な医療を提供するため経営基盤の強化、充実に努めていく。

また、医療機器の更新を順次行っているものの、老朽化した医療機器等、耐用年数を超過し使用している機器が多数あり、更新が遅れることで本来研究所附属病院が果たすべき高度先進医療の提供が十分に行えなくなる可能性があるため、それらの資金調達が喫緊の課題となっている。

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

① 令和5年度中に完成した主要施設等

(柏Ⅱ) 融合研究実験棟 (取得価格1,908百万円)

(奄美大島) 医科学研究所奄美病害動物研究施設動物実験棟 (333百万円)

(柏) 加速器実験棟 (取得価格121百万円)

②令和5年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

(本郷) 工学部10号館改修工事 (投資見込み額1,296百万円)

(本郷) 定量生命科学研究改修その他工事 (投資見込み額945百万円)

(駒場Ⅰ) 講義棟新営その他工事 (投資見込み額835百万円)

③令和5年度中に処分した主要施設等

(浅野) 文学部アネックス (取得価格49百万円、減価償却累計額49百万円)

2 主要な固定資産の状況

令和5年度末における主要な設備は、次のとおりである。

(単位：千円)

資産の種類		期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引 当期末 残高	摘要
							当期 償却額		当期 減損損失	当期減損損失 相当額		
有形 固定 資産 (特定 償却資 産)	建物	296,563,180	2,412,677	140,943	298,834,914	167,369,481	7,012,112	320,339	—	—	131,145,093	
	構築物	27,850,340	228,653	4,198	28,074,795	17,596,320	705,633	—	—	—	10,478,474	
	機械装置	317,119	—	—	317,119	317,119	—	—	—	—	0	
	工具器具備品	17,646,751	518,933	673,992	17,491,691	15,399,871	829,640	—	—	—	2,091,820	
	船舶	21,785	—	—	21,785	21,784	—	—	—	—	0	
	車両運搬具	38,581	—	—	38,581	32,065	3,537	—	—	—	6,515	
	計	342,437,757	3,160,264	819,134	344,778,887	200,736,643	8,550,924	320,339	—	—	143,721,903	
有形 固定 資産 (特定 償却資 産以外)	建物	175,440,728	2,270,180	95,173	177,615,734	84,652,314	6,345,038	38,859	—	—	92,924,560	
	構築物	15,371,469	161,673	17,909	15,515,233	4,791,938	501,337	—	—	—	10,723,295	
	機械装置	2,416,305	26,528	6,456	2,436,378	1,943,432	82,808	—	—	—	492,946	
	工具器具備品	271,876,607	24,172,871	13,677,853	282,371,624	231,245,613	18,206,407	—	—	—	51,126,011	
	図書	45,502,208	306,942	167,668	45,641,482	—	—	—	—	—	45,641,482	

	船舶	309,416	887	568	309,735	287,661	5,915	6,917	—	—	15,156	
	車両運搬具	863,279	21,849	23,136	861,992	724,201	67,080	—	—	—	137,790	
	生物	2,411	—	—	2,411	2,411	—	—	—	—	0	
	計	511,782,425	26,960,932	13,988,765	524,754,592	323,647,573	25,208,587	45,777	—	—	201,061,241	
非償却資産	土地	883,879,685	—	10,959,088	872,920,596	—	—	5,027,349	—	—	867,893,247	
	美術品・收藏品	3,142,339	4,855	2,381	3,144,813	—	—	—	—	—	3,144,813	
	建設仮勘定	22,216,332	11,761,928	1,175,057	32,803,202	—	—	—	—	—	32,803,202	
	計	909,238,357	11,766,783	12,136,527	908,868,613	—	—	5,027,349	—	—	903,841,263	
有形固定資産合計	土地	883,879,685	—	10,959,088	872,920,596	—	—	5,027,349	—	—	867,893,247	
	建物	472,003,908	4,682,857	236,116	476,450,649	252,021,796	13,357,150	359,199	—	—	224,069,653	注1
	構築物	43,221,809	390,327	22,107	43,590,029	22,388,259	1,206,971	—	—	—	21,201,769	
	機械装置	2,733,424	26,528	6,456	2,753,497	2,260,551	82,808	—	—	—	492,946	
	工具器具備品	289,523,358	24,691,804	14,351,846	299,863,316	246,645,484	19,036,047	—	—	—	53,217,831	注2
	図書	45,502,208	306,942	167,668	45,641,482	—	—	—	—	—	45,641,482	
	美術品・收藏品	3,142,339	4,855	2,381	3,144,813	—	—	—	—	—	3,144,813	
	船舶	331,201	887	568	331,520	309,446	5,915	6,917	—	—	15,156	
	車両運搬具	901,860	21,849	23,136	900,573	756,266	70,617	—	—	—	144,306	
	建設仮勘定	22,216,332	11,761,928	1,175,057	32,803,202	—	—	—	—	—	32,803,202	注3
	生物	2,411	—	—	2,411	2,411	—	—	—	—	0	
	計	1,763,458,540	41,887,980	26,944,427	1,778,402,092	524,384,216	33,759,511	5,393,467	—	—	1,248,624,408	
無形固定資産(特定償却資産)	特許権	55,845	26,335	2,551	79,628	16,455	8,634	—	—	—	63,172	
	特許権仮勘定	104,202	62,223	43,125	123,300	—	—	—	—	—	123,300	
	借地権	40,990	—	—	40,990	—	—	21,314	—	—	19,675	
	ソフトウェア	21,697	—	—	21,697	21,697	1,285	—	—	—	—	
	計	222,734	88,558	45,677	265,616	38,153	9,919	21,314	—	—	206,148	
	特許権	566,007	77,613	80,063	563,557	317,487	51,706	—	—	—	246,069	
無形固定資産(特定償却資産以外)	特許権仮勘定	482,404	174,642	167,371	489,675	—	—	—	—	—	489,675	
	商標権	8,273	—	—	8,273	8,273	—	—	—	—	—	
	電話加入権	21,515	—	—	21,515	—	—	19,032	—	—	2,482	

無形 固定 資産 合計	ソフト ウェア	2,481,087	10,206	15,907	2,475,387	2,443,448	10,982	—	—	—	31,938	
	その他無 形固定 資産	2,938	—	—	2,938	1,347	195	—	—	—	1,591	
	計	3,562,227	262,462	263,341	3,561,348	2,770,558	62,884	19,032	—	—	771,758	
	特許 権	621,852	103,949	82,614	643,186	333,943	60,340	—	—	—	309,242	
	特許 権仮 勘定	586,606	236,865	210,496	612,975	—	—	—	—	—	612,975	
	借地 権	40,990	—	—	40,990	—	—	21,314	—	—	19,675	
	商標 権	8,273	—	—	8,273	8,273	—	—	—	—	—	
	電話 加入 権	21,515	—	—	21,515	—	—	19,032	—	—	2,482	
	ソフト ウェア	2,502,785	10,206	15,907	2,497,084	2,465,145	12,267	—	—	—	31,938	
	その他無 形固定 資産	2,938	—	—	2,938	1,347	195	—	—	—	1,591	
	計	3,784,962	351,021	309,018	3,826,964	2,808,711	72,803	40,347	—	—	977,906	

(注1) 建物の当期増加額4,682,857千円の内訳は、一般管理目的で取得した資産471,610千円、教育目的で取得した資産628,728千円、教育研究目的で取得した資産15,830千円、研究目的で取得した資産3,245,499千円、受託研究目的で取得した資産24,121千円、共同研究目的で取得した資産40,249千円、受託事業目的で取得した資産4,287千円、診療目的で取得した資産252,528千円であります。

(注2) 工具器具備品の当期増加額24,691,804千円の内訳は、一般管理目的で取得した資産59,025千円、教育目的で取得した資産289,599千円、教育研究目的で取得した資産175,489千円、研究目的で取得した資産8,409,059千円、受託研究目的で取得した資産8,601,328千円、共同研究目的で取得した資産1,254,195千円、受託事業目的で取得した資産35,298千円、診療目的で取得した資産5,867,807千円であります。

(注3) 建設仮勘定の当期増加額11,761,928千円の内訳は、一般管理目的で支出した資産24,817千円、教育目的で支出した資産1,536,769千円、研究目的で支出した資産9,931,844千円、診療目的で支出した資産268,497千円であります。

3 設備の新設、除却等の計画

(1) 施設・設備に関する計画 (第4期中期目標期間(令和4年4月1日～令和10年3月31日))

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・(本郷) 総合研究棟 (工学部新3号館) (BOT) (PFI) ・(本郷) クリニカルリサーチセンター整備等事業 (PFI) ・(田無) 再開発 ・放射線治療装置 ・手術支援システム ・高度診療支援システム ・ハイパーカミオカンデ計画 ・小規模改修	総額 15,394	施設整備費補助金 (4,750) 長期借入金等 (8,497) (独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (701) 大学資金 (1,446)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について令和4年度以降は令和3年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

(2) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画(第4期中期目標期間(令和4年4月1日～令和10年3月31日))

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 地震研究所広島地震観測所アンテナ施設跡地(広島県広島市安佐北区落合七丁目1408 外 603.48㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部(東京都西東京市北原町三丁目2667番 外 3,475.60㎡)を譲渡する。
- ・ 生産技術研究所附属千葉実験所跡地の土地の一部(千葉県千葉市稲毛区弥生町1-8 30,859.07㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所の土地の一部(愛知県犬山市大字前原字橋爪山1番1 5,448.75㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部(東京都西東京市緑町一丁目2700番 外 17,326.73㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部(東京都西東京市緑町一丁目2955番 外 6,040.48㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部(東京都西東京市緑町一丁目2599番1 外 8,820.79㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林の土地の一部(千葉県君津市黄和田畑字郷田倉1631-10 2,149.30㎡)を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市字東山 81,779.08㎡)を譲渡する。
- ・ 生産技術研究所附属千葉実験所跡地の土地の全部(千葉県千葉市稲毛区弥生町7-2 外 75,298.97㎡)を譲渡する。
- ・ 大沢職員宿舎の土地の全部(東京都三鷹市大沢二丁目20-31 3,920.79㎡)を譲渡する。
- ・ 池の平寮跡地の土地の全部(新潟県妙高市大字関川字イモリ池2247 5,378.51㎡)を譲渡する。
- ・ 本郷キャンパス・浅野地区の土地の一部(東京都文京区弥生二丁目11-16 490.41㎡)を譲渡する。
- ・ 船舶(神奈川県横浜市金沢区八景島 2艇)を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

第4 法人の状況

1 資本金の状況

本学の資本金は、令和6年3月31日現在、1,035,263,299,136円であり、全額が政府出資金である。

2 役員の状況

令和7年4月1日現在

役 職	氏 名	任 期	主な職歴及び前職（現職）
総長	藤井 輝夫	令和3年4月1日 ～令和9年3月31日	平成19年2月～ 国立大学法人東京大学生産 技術研究所教授 平成27年4月～平成30年3月 同生産技術研 究所長 平成30年4月～平成31年3月 同大学執行 役・副学長 平成31年4月～令和3年3月 同理事・副学 長
理事・副学長 （経営企画、予算 配分、教員人 事、施設）	相原 博昭	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	平成15年4月～ 東京大学大学院理学系研究 科教授 平成24年4月～平成26年3月 国立大学法人 東京大学大学院理学系研究科長・理学部長 平成26年4月～平成27年3月 同理事・副学 長 平成27年11月～令和3年3月 同大学執行 役・副学長 令和3年4月～令和7年3月 同理事・副学 長
理事・副学長 （研究、懲戒、病 院）	齊藤 延人	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	平成18年2月～ 国立大学法人東京大学大学 院医学系研究科教授 平成27年4月～平成31年3月 同医学部附属 病院長 平成31年4月～令和3年3月 同大学院医学 系研究科長・医学部長 令和3年4月～令和7年3月 同理事・副学 長
理事・副学長 （教育、情報）	森山 工	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	平成24年4月～ 国立大学法人東京大学大学 院総合文化研究科教授 平成31年4月～令和3年3月 同大学執行 役・副学長 令和3年4月～令和5年3月 同大学院総合 文化研究科長・教養学部長 令和5年4月～令和6年3月 同執行役・副 学長 令和6年4月～令和7年3月 同理事・副学 長

理事・副学長 (学生支援、入試・高大接続、評価、研究倫理)	藤垣 裕子	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	平成22年1月～ 国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授 令和3年4月～令和7年3月 同理事・副学長
理事・副学長 (国際、ダイバーシティ&インクルージョン)	林 香里	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	平成21年9月～ 国立大学法人東京大学大学院情報学環教授 令和3年4月～令和7年3月 同理事・副学長
理事・副学長 (総務、150周年記念事業、社会連携・産学官協創)	津田 敦	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	平成23年4月～ 国立大学法人東京大学大気海洋研究所教授 平成27年4月～平成31年3月 同大気海洋研究所長 令和3年4月～令和5年3月 同執行役・副学長 令和5年4月～令和7年3月 同理事・副学長
理事 (財務(CFO)、資産活用)	菅野 暁	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	平成29年4月～平成30年3月 (株)みずほフィナンシャルグループ 執行役副社長 平成30年4月～令和5年3月 アセットマネジメントOne (株) 代表取締役社長 令和5年8月～令和6年3月 国立大学法人東京大学 執行役(CFO) 令和6年4月～令和7年3月 同理事(CFO)
理事 (事務組織、人事労務、法務、コンプライアンス)	角田 喜彦	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	令和3年1月～令和4年6月 独立行政法人大学入試センター理事 令和4年7月～令和5年8月 スポーツ庁次長 令和5年8月～令和7年3月 国立大学法人東京大学理事
理事 (コミュニケーション戦略)	岩村 水樹	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	令和元年5月～ グーグルバイスプレジデント アジア太平洋地域・日本マーケティング担当 平成30年5月～令和6年9月 (株)ローソン 社外取締役 令和3年4月～令和7年3月 国立大学法人東京大学理事
監事	亀井 純子	令和6年9月1日 ～令和10年6月30日	令和3年7月～令和6年8月 亀井公認会計士事務所代表
監事	山口 大介	令和6年9月1日 ～令和10年6月30日	平成22年1月～アンダーソン・毛利・友常法律事務所(現:アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業) パートナー

3 コーポレートガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 文部科学大臣等

文部科学大臣は、本学の総長及び監事を任命し、法人法第17条の規定に基づき役員を解任することができる。また本学は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされている（準用通則法第28条、法人法第33条）。

② 会計監査人の監査等

本学は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされている（準用通則法第39条第1項）。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている（準用通則法第38条第1項）。

③ 会計検査院の検査

本学に対しては会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条及び第22条第5号に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われている。

当該検査の観点は以下のとおりである。

- ・ 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか（正確性）
- ・ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか（合规性）
- ・ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか（経済性）
- ・ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか（効率性）
- ・ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか（有効性）
- ・ その他会計検査上必要な観点

(2) 国立大学における大学評価

① 認証評価

学校教育法第109条に基づき、国公立の全ての大学は、7年以内ごとに、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（大学機関別認証評価）を受けることが義務付けられている。本学は、平成21年度、平成27年度及び令和4年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧 大学評価・学位授与機構）が行う大学機関別認証評価を受審し、「大学評価基準を満たしている」との評価を受けた。

このほか、専門職大学院を置く大学は、その設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに認証評価を受けることとされている。本学の4つの専門職大学院（法政治学研究科法曹養成専攻、公共政策学教育部公共政策学専攻、医学系研究科公共健康医学専攻及び工学系研究科原子力専攻）は、これまですべての評価において、適合認定を受けている。

② 国立大学法人評価

国立大学法人の評価は、評価委員会が行うこととされている。

評価委員会による評価は、法人法第31条の2に基づき、以下の事項について行われる。

- ・中期目標期間最終年度の前々年度：中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績
- ・中期目標期間最終年度：中期目標の期間における業務の実績

また、文部科学大臣は、評価委員会が中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績の評価を行った際、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとするとしている。

(3) 内部管理体制

(役員会の運営・業務執行体制)

総長のリーダーシップの下、機動的な組織運営・事業実施ができるよう権限を総長に集中させるとともに、大学の重要事項について審議する役員会、学内外の有識者で構成され、経営に関する重要事項を審議する経営協議会、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会を設置するなど、総長の補佐体制についても整備している。加えて、中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項について議決する運営方針会議を設置し、本学の大きな運営方針の継続性や安定性を確保している。また、予算については、総長、役員、全部局長等を構成員とする予算委員会の審議を経るとともに、予算要求された全事業に対し、企画調整分科会でヒアリングを行い、総合評価を行った後に決定することで、大学全体への透明性、公平性を担保している。こうした体制により、本学の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っている。

(監事監査)

本学の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本学に2名の監事を置いている（法人法第10条）。監事は、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人等と連携し本学の業務の監査を行っている。

(内部質保証体制)

学校教育法第109条により、大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとされている。本学では、教育研究活動等の状況に関する点検評価等について協議を行う体制として、東京大学評価委員会を設置している。同委員会は、総長を委員長、評価担当理事を副委員長とし、以下全理事、全研究科長、全附置研究所長等が参画しており、上記(2)で述べた認証評価や国立大学法人評価にあたっては、点検評価結果の取りまとめ及び公表、点検評価結果に基づく改善方策等について協議を行うなど、本学の教育研究活動等の質の継続的な維持・向上を図るための全学的な体制を整えている。

(組織運営規程)

本学では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでいる。

そのために、役員会において重要な事項について審議している。

(コンプライアンス体制)

本学では、健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持及びに資するため、平成23年3月に「東京大学コンプライアンス基本規則」を制定している。また、コンプライアンスの一つである研究費の不正使用防止にあたっては、「研究費不正使用防止計画」に基づいて様々な不正防止対策やコンプライアンス教育を実施している他、研究費の不正使用に関する専用通報窓口「研究費ホットライン」を設けて不正を未然に防ぐことで、コンプライアンスの推進を図っている。

（リスク管理体制）

本学では、国立大学法人東京大学業務方法書に基づき、令和5年に内部統制委員会を設置。学内諸活動における日常的なPDCAやレポーティングラインが機能しているか等を確認し、必要に応じて対応策の検討や資源投入の判断を行うこととしている。

（情報公開と個人情報保護）

本学では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、「東京大学情報公開規則」及び「東京大学個人情報開示等に関する規則」、「東京大学の保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規則」を制定するとともに、情報の公開の適正な実施の確保及び本学が保有する個人情報の適切な管理を図るために「東京大学情報公開委員会」を設置している。

（内部監査）

本学では、東京大学内部監査実施要綱に基づき、業務及び財務会計に関する内部統制の整備及び運用状況の検証並びに評価を行い、業務執行の合理化と効率化、会計処理の適正化を図ることを目的として内部監査を行っている。

内部監査は、監査担当理事が策定する内部監査年次計画に従い、同理事が指名する監査員によって実施される。内部監査の対象として、業務監査は本学における諸業務及び制度の運用状況が適正かつ妥当であるかを検証し、会計監査は本学の取引が正当な証拠書類により事実に基づいて処理され、会計関係帳票が法令及び諸規程に準拠して適正に記録されているかを検証している。

（国立大学法人ガバナンス・コード）

令和2年3月、国立大学法人がさらに経営の透明性を高め、教育・研究・社会貢献機能を一層強化し、社会の変化に応じた役割を果たし続けていくために、自らの経営を律しつつ、その機能をさらなる高みへと進めるべく、基本原則となる規範として、国立大学法人ガバナンス・コードが策定された。

第5 経理の状況

1 本学の財務諸表

東京大学をはじめとする国立大学法人の財務諸表は企業会計を一部修正した国立大学法人特有の会計ルール（国立大学法人会計基準）に基づいて作成している。特有の会計ルールを定めているのは、国立大学法人ならではの制度設計と、企業や他の公益法人とは財務構造が異なるため、企業会計をそのまま適用すれば、本来伝えるべき会計情報が正確に伝わらない、あるいは歪められた形で提供されかねないからである。そのため、一般企業の財務諸表では見受けられない計算書や勘定科目を使用している。

（1）国立大学法人の財政状況を表す「貸借対照表」

「貸借対照表」とは期末時点（3月31日現在）で国立大学法人が保有する資産と負債の一覧表である。大学が所有する資産（教育・研究活動に必要な建物や研究機器）を左側、その調達方法である負債（他人資本）と資本（自己資本）を右側に記載し、左右バランスをしている。

主な勘定科目の内容は以下のとおり。

勘定科目	内容	関連する附属明細書
有形固定資産	国立大学法人が教育・研究事業を永続的に実施するために必要とする土地、建物等の施設や設備（固定資産）。その重要性に鑑みて多くの一般企業とは異なり、固定資産が流動資産より上に配置されている。	(1) 固定資産の明細
減損損失累計額	固定資産の利用実績が、取得時に想定した使用計画に比べ著しく低下し、回復の見込みがないと認められる場合に、当該固定資産の価額を回収可能サービス価額まで減少させる会計処理により資産の価額を減少させた額の累計額。企業会計が収益からの回収可能性で判断するのに対し、国立大学法人会計では、利用可能性で判断する。	
その他の有形固定資産	図書、工具器具備品、車両運搬具等が該当。	
その他の固定資産	無形固定資産（特許権等）、投資その他の資産（投資有価証券等）が該当。	
現金及び預金	現金（通貨及び小切手等の通貨代用証券）と預金（普通預金、当座預金及び一年以内に満期又は償還日が訪れる定期預金等）の合計額。	(25)-1 現金及び預金の内訳
その他の流動資産	未収附属病院収入、未収学生納付金収入、医薬品及び診療材料、たな卸資産等が該当。	(2) たな卸資産の明細
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	国立大学の法人化前、附属病院の施設整備費の支払いのため国が負った借入金（財政融資資金借入金）の残額。旧国立学校特別会計から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（当時は（独）国立大学財務・経営センター）が承継し、国立大学法人等が債務を負担することとされた相当額。	(9) 借入金の明細
長期借入金等	事業資金の調達のため国立大学法人等が借り入れた長期借入金、PFI債務、長期リース債務等が該当。	
引当金	将来発生する大きな損失や費用に備えて、あらかじめ当期費用として繰り入れて準備をしておく見積額。賞与引当金、環境対策引当金等が該当。	(11) 引当金の明細
運営費交付金債務	運営費交付金の未使用相当額。運営費交付金は中期目標・中期計画を実行するために国から措置される財源であり、国立大学法人が受領したときには「運営費交付金債務」と負債勘定に計上する。	(16) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

政府出資金	国からの出資相当額。法人化した際の政府出資金の中身は土地や建物などの固定資産。	
資本剰余金	資本金及び利益剰余金以外の純資産科目。国から交付された施設費等により取得した資産(建物等)は、国立大学法人の財産的基礎を構成する資産とみなされ、取得した際に資本剰余金勘定に振り替えられる。	
利益剰余金	国立大学法人等の業務に関連して発生した剰余金。	

(2) 国立大学法人の運営状況を表す「損益計算書」

国立大学法人の使命は中期目標、中期計画で書かれている教育・研究事業を行うことである。損益計算書は、大学の活動に要した経費を費用、活動のための財源を収益と位置づけ、事業が中期目標・中期計画どおり行われたかを表すものとされている。そのため、国立大学法人の損益計算書は経営成績を示す報告書ではなく、運営状況を表す活動報告書と位置づけられ、費用と収益の差額である利益は経営努力の結果(計画よりさらに節減努力をした、自己収入を獲得した)を示している。主な勘定科目の内容は以下のとおり。

勘定科目	内容	関連する附属明細書
業務費	国立大学法人等の業務に要した経費。	(15)業務費及び一般管理費の明細 (18)役員及び教職員の給与の明細
教育経費	国立大学法人等の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。	
研究経費	国立大学法人等の業務として行われる研究に要した経費。	
診療経費	国立大学附属病院における診療報酬の獲得が予定される行為に要した経費。	
教育研究支援経費	附属図書館、情報基盤センター等の特定の学部等に所属せず、法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織であって学生及び教員の双方が利用するものの運営に要する経費。	
人件費	国立大学法人等の役員及び教職員の給与、賞与、法定福利費等の経費。	
一般管理費	国立大学法人等の管理その他業務を行うために要した経費。	
財務費用	支払利息等。	
運営費交付金収益	運営費交付金のうち、当期の収益として認識した相当額。	(16)運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
学生納付金収益	授業料収益、入学金収益、検定料収益の合計額。	
その他の収益	受託研究等収益、寄附金収益、補助金等収益等。	(20)寄附金の明細 (21)受託研究の明細 (22)共同研究の明細 (23)受託事業等の明細
臨時損益	固定資産の売却(除却)損益、災害損失等。	
目的積立金取崩額	目的積立金とは、前事業年度以前における剰余金(当期総利益)のうち、文部科学大臣が承認をした額のことであるが、それから取り崩しを行った額。	(14)目的積立金の取崩しの明細

(3) 国立大学法人のお金の流れを表す「キャッシュ・フロー計算書」

キャッシュ・フロー計算書とは、貸借対照表、損益計算書では読み取れないお金の流れを表す計算書である。一定の期間「入ってくるお金」と「出て行くお金」を用途別に分類し、増減要因と資金残高を示す報告書でもある。

以下はそれぞれの区分の説明である。

区分	内容
業務活動によるキャッシュ・フロー	原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出及び運営費交付金収入等、国立大学法人等の通常業務の実施に必要な資金の受払状況を表す。
投資活動によるキャッシュ・フロー	固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等の将来の運営基盤の確立に必要な投資や資金の受払状況を表す。
財務活動によるキャッシュ・フロー	増減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等の資金状況を表す。
資金に係る換算差額	外貨建て取引を円換算した場合の差額相当額。

2 財務諸表及び監事監査報告書

本学の財務諸表及び監事監査報告書につきましては、本学ホームページ

(<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b06.html>) をご参照下さい。

第6 法人の参考情報

1 第4期中期目標・中期計画

本学の中期目標・中期計画につきましては、本学ホームページ

(<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b05.html>) をご参照下さい。

2 主な関係法令ホームページアドレス

国立大学法人法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000112>

国立大学法人法施行令

<https://laws.e-gov.go.jp/law/415C00000000478>

国立大学法人法施行規則

<https://laws.e-gov.go.jp/law/415M60000080057>

独立行政法人通則法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000103>